

# 奈義町耐震改修促進計画

令和8年3月

奈 義 町

## 目 次

### はじめに

- 1 建築物の耐震化の必要性 . . . . . 1
- 2 計画の位置付け . . . . . 2
- 3 計画の目的等 . . . . . 2

### 第1章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

- 1 想定される地震の規模、想定される被害の状況 . . . . . 5
- 2 耐震化の現状と耐震改修等の目標 . . . . . 26

### 第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

- 1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針 . . . . . 27
- 2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要 . . . . . 27
- 3 地震時の総合的な安全対策に関する事項 . . . . . 29
- 4 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項 . . . . . 29

### 第3章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

- 1 防災マップ等の活用 . . . . . 31
- 2 相談体制の整備及び情報提供の充実 . . . . . 31
- 3 パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催 . . . . . 31
- 4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導 . . . . . 31
- 5 町内会等の取組の推進 . . . . . 31
- 6 耐震性能の高い建築物の整備促進、地震保険の普及開発 . . . . . 32

### 第4章 指導・勧告又は命令等に関する事項

- 1 所管行政庁との連携 . . . . . 33

### 第5章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

- 1 関係団体との連携 . . . . . 33
- 2 その他 . . . . . 33

## はじめに

### 1 建築物の耐震化の必要性

#### (1) 日本全土で大地震が頻発、東南海・南海地震の発生も切迫

平成19年7月の新潟県中越沖地震や平成20年6月の岩手・宮城内陸地震、また近年では、平成23年3月に東日本大震災が発生し、各年で地震が頻発しており、大地震はいつでも発生してもおかしくない状況にあります。

特に発生の切迫性が指摘されている東海地震、東南海・南海地震等のプレート型の地震や都市直下型の地震については、ひとたび発生すると甚大な被害が発生すると考えられています。

岡山県では、過去に南海地震、鳥取地震、鳥取西部地震等において大きな被害を受けています。また、奈義町において地震防災対策上重要と考えられる地震（東南海・南海地震、山崎断層地震、那岐山断層地震、大立断層・田代峠―布江断層の地震）についての岡山県が行った被害想定においては、震度6強の揺れが発生するとされています。

中でも今後30年以内に50～60%の確率で発生するといわれている東南海・南海地震は、岡山県に甚大な被害をもたらすと想定されています。

#### (2) 阪神・淡路大震災では住宅・建築物の倒壊等によって甚大な被害が発生

平成7年1月の阪神・淡路大震災では地震により6,434人の尊い命が奪われました。このうち地震による直接的な死者は5,502人ですが、この約9割の4,831人は住宅・建築物の倒壊等によるものであったと言われています。

#### (3) 地震被害軽減には建築物の耐震化等への取組が不可欠

大地震の発生を阻止するのは困難ですが、大地震による人的、経済的被害を軽減することは可能です。

とりわけ、建築物の倒壊等の被害は、その倒壊等が人的被害を引き起こすだけでなく、①火災の発生、②多数の避難者の発生、③救助活動の妨げ、④がれきや廃材の大量発生等の、被害拡大及び事後対策の増大の要因であることが判明しています。建築物の耐震化などの地震防災対策の充実・促進が何よりも重要であるという理由がここにあります。

## 2 計画の位置付け

本計画は、「奈義町地域防災計画（震災対策編）（以下「町地域防災計画」という。）」、「奈義町まちづくり総合計画」を上位計画として、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）（以下「耐震改修促進法」という。）」及び国が策定した「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「国が定めた基本的な方針」という。）」に基づき、奈義町内における建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、「奈義町耐震改修促進計画」を策定するものです。

なお、耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策については、岡山県が策定した「岡山県耐震改修促進計画（以下「県計画」という。）」に基づき、本町における具体的な取り組みを計画しています。

## 3 計画の目的等

### （1）計画の目的

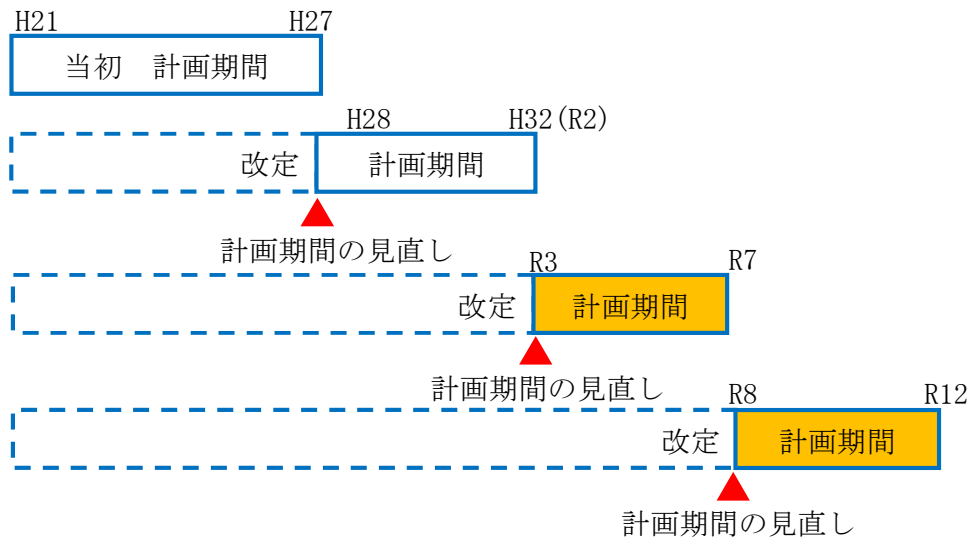
本計画は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることによって、地震による人的被害及び経済的被害を軽減することを目的とします。国が定めた基本的な方針では、東海地震及び東南海・南海地震の死者数等を半減させるため、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、令和7年までに少なくとも95%にすることを目標とするとともに、令和12年までに耐震性が不十分な住宅を、同年を目途に耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を、それぞれおおむね解消することを目標に掲げています。

本計画では、国及び県が掲げる耐震化率の目標並びに県内で想定される地震規模・被害状況及び耐震化の現状等を踏まえて、住宅・建築物等の所有者等が、自らの問題として、また、地域の問題として意識し、地震防災対策に取り組むための目標を定めるとともに、県及び町が、このような所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築等の必要な施策を示し、もって耐震化の促進を図ることとします。

### （2）計画期間

本計画は、平成21年度に当初計画を策定、これまで平成28年度、平成32（令和2年）年度、と改定を行い、町内の建築物の耐震診断と耐震改修の促進に取り組んできましたが、本計画を見直し、令和12年度を目標年次とした令和8年度から5年間の建築の耐震化に向けた取組方針を定めます。

なお、本計画については、事業進捗状況、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて適宜、耐震化の目標等の見直しを行います。



### (3) 耐震化を図る建築物

本町では、昭和56年5月31日以前に着工しており、建築基準法等の耐震関係規定に適合していない全ての「耐震強度が不足する建築物」の耐震化を促進します。特に、①～⑤に掲げる建築物の耐震化に取り組みます。

#### ① 住宅

住宅は、人生の大半を過ごす欠くことのできない生活の基盤であり、町民の生命、身体及び財産を守ることはもとより、地域全体が被災することを防ぐという観点からもその耐震化を積極的に促進します。

#### ② 特定建築物（耐震改修促進法第14条第1号から第3号 別紙1参照）

庁舎等の防災上重要な建築物や、学校、事務所等の多数の者が利用する建築物等の次に掲げる特定建築物は、地震により倒壊等の被害を受けた場合の社会的影響が著しく大きいことから、強力に耐震化を促進します。

ア 多数の者が利用する建築物

イ 地震発生時に倒壊等により多大な被害につながるおそれがある危険物を取り扱う建築物(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物 別紙2参照)

ウ 地震発生時に倒壊した場合、通行を確保すべき道路を閉塞させることとなる沿道の建築物

③ 防災拠点となる公共建築物

県基本方針\*<sup>1</sup>に定める「災害対策本部、地方本部及び現地対策本部を設置し、被災後応急活動や復旧活動の拠点となる建築物（区分1）」及び「避難者及び傷病者の救援活動等の拠点となる建築物（区分2）」等の防災拠点となる全ての公共建築物\*<sup>2</sup>について、町地域防災計画に基づき重点的に耐震化に取り組みます。

\* 1 岡山県建築物耐震対策等基本方針の概要 別紙3参照

\* 2 奈義町における特定建築物等一覧 別紙4参照

④ 要緊急安全確認大規模建築物

(耐震改修促進法附則第3条第1項 別紙1参照)

耐震改修促進法の改正により、病院、店舗、ホテルなどの不特定多数の者が利用する建築物、学校、老人ホームなどの避難に配慮を要する方が利用する建築物及び危険物を一定量以上貯蔵または処理している大規模な貯蔵場等のうち大規模なものについては、平成27年末までに耐震診断結果を報告することが義務付けられ、その結果を所管行政庁が公表することとなりました。

※令和2年度末現在、奈義町内に対象となる物件はありません。

⑤ 要安全確認計画記載建築物（耐震改修促進法第7条）

都道府県耐震改修促進計画又は市町村耐震改修促進計画に記載された

ア 大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物（法第7条第1号）

イ 耐震診断を行わせ、耐震改修の促進を図ることが必要な、相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路等の沿道建築物（法第7条第2号（令第4条第1号の建築物、同条第2号の組積造の塀））

(※ア、イを総称して要安全確認計画記載建築物という。)

のうち、耐震関係規定に適合しない建築物は、所管行政庁が定めた期限までに耐震診断結果を報告することが義務付けられ、その結果を所管行政庁が公表することとされました。

※令和2年度末現在、奈義町内に対象となる物件はありません。

# 第1章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

## 1 想定される地震の規模、想定される被害の状況

県内に大規模な被害をもたらすことが想定される大規模な地震として、

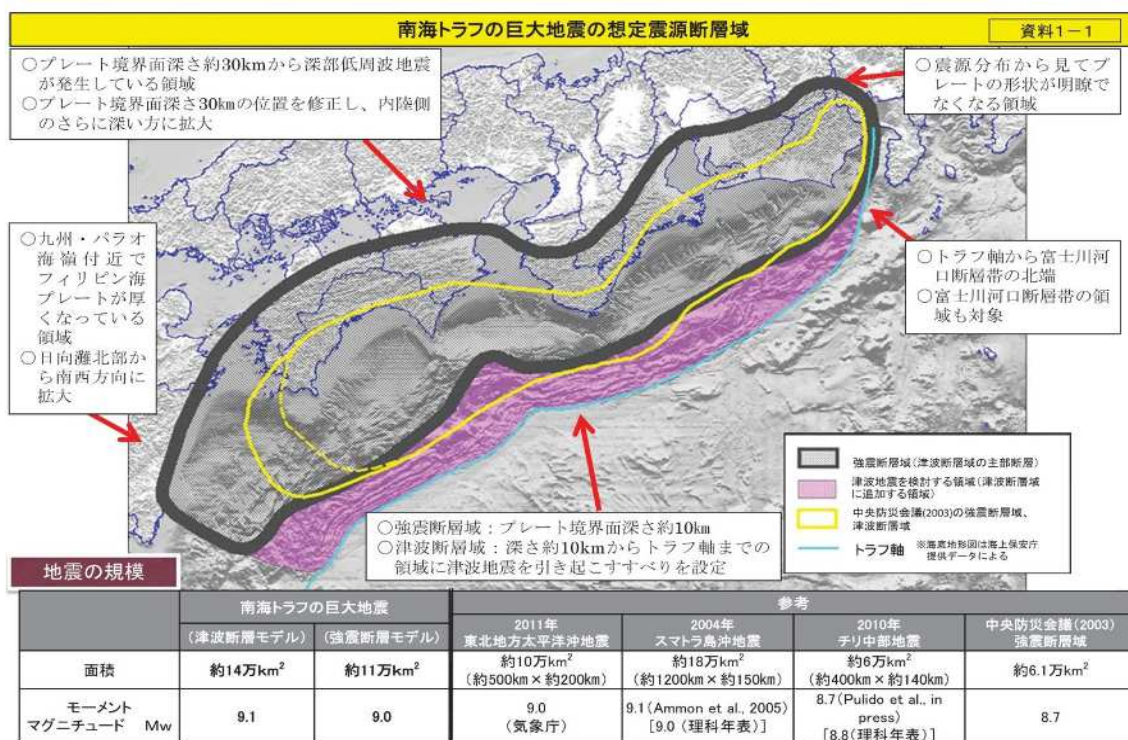
- ①南海トラフを震源とする地震（南海トラフ巨大地震）
- ②断層を震源とする地震（断層型地震）

があります。

本計画で想定する地震は①、②の両方で、想定される地震の規模は次のとおりです。

### (1) 南海トラフ巨大地震

#### ①想定される地震の規模



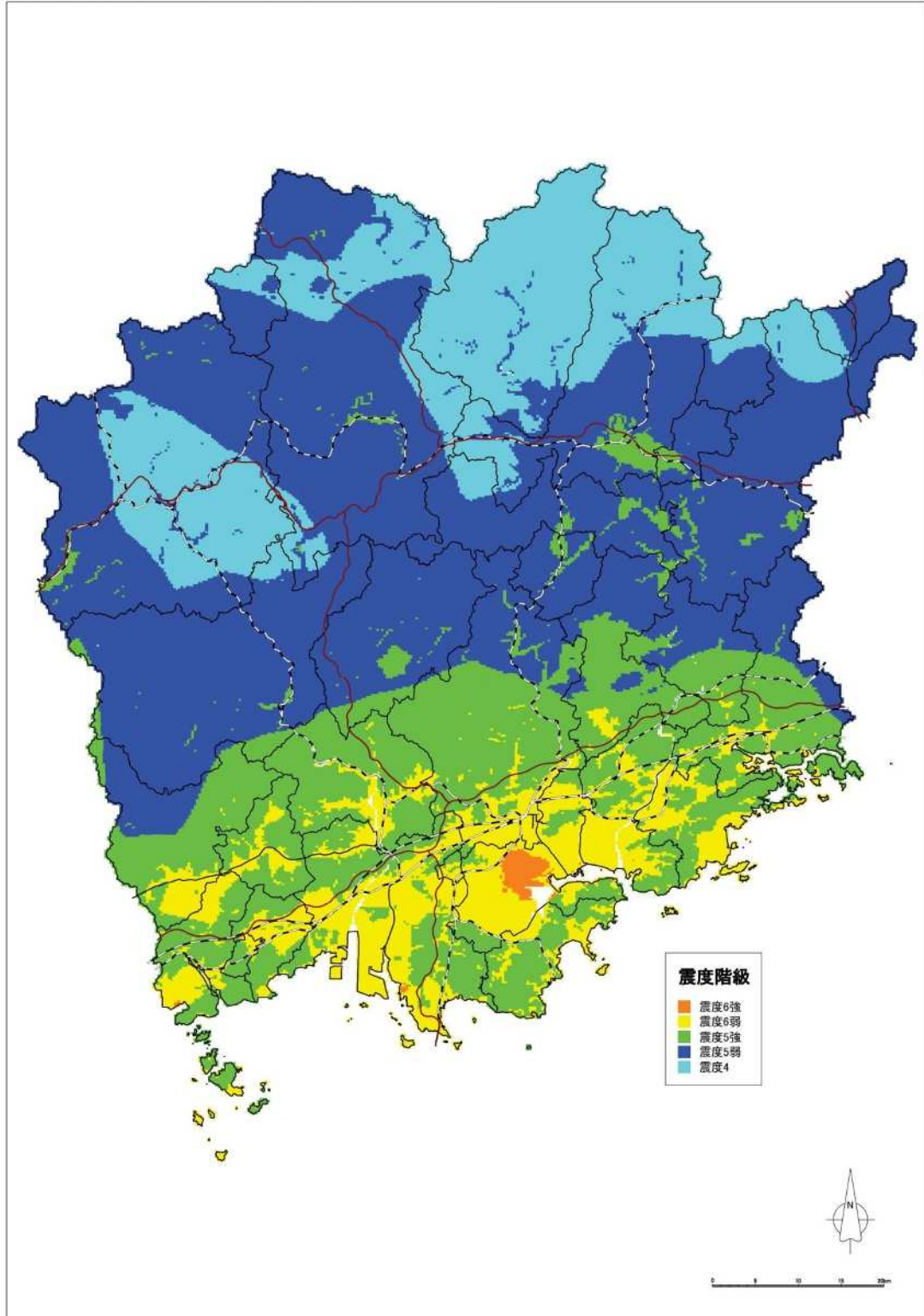
南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ（第1次報告）（平成24年8月29日発表）より抜粋

#### 市町村別最大震度【岡山県想定】

震度6強	岡山市（北区を除く）、倉敷市、笠岡市	3市
震度6弱	岡山市（北区）、玉野市、井原市、総社市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、浅口市、和気町、早島町、里庄町、矢掛町	8市4町
震度5強	津山市、高梁市、新見市、真庭市、美作市、勝央町、久米南町、美咲町、吉備中央町	5市4町
震度5弱	新庄村、鏡野町、奈義町、西粟倉村	2町2村

②震度分布図【岡山県想定】

南海トラフ巨大地震による震度分布図【岡山県想定】



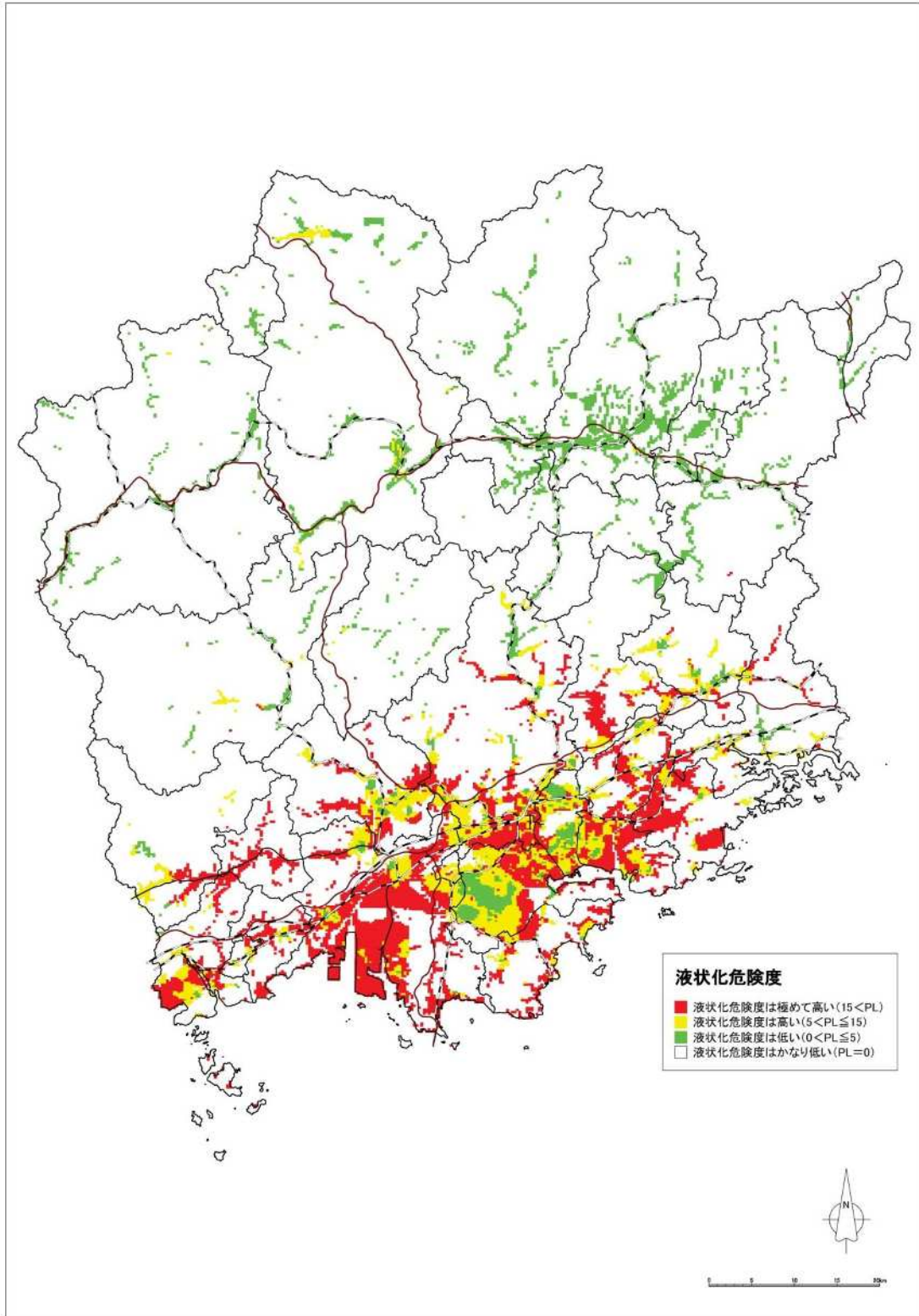
岡山県危機管理課 平成25年2月作成

この地図の作成に当たっては、国土交通省の国土数値情報(鉄道データ、高速道路時系列データ)を使用した。

1:400000

③液状化危険度分布図【岡山県想定】

南海トラフ巨大地震による液状化危険度分布図【岡山県】



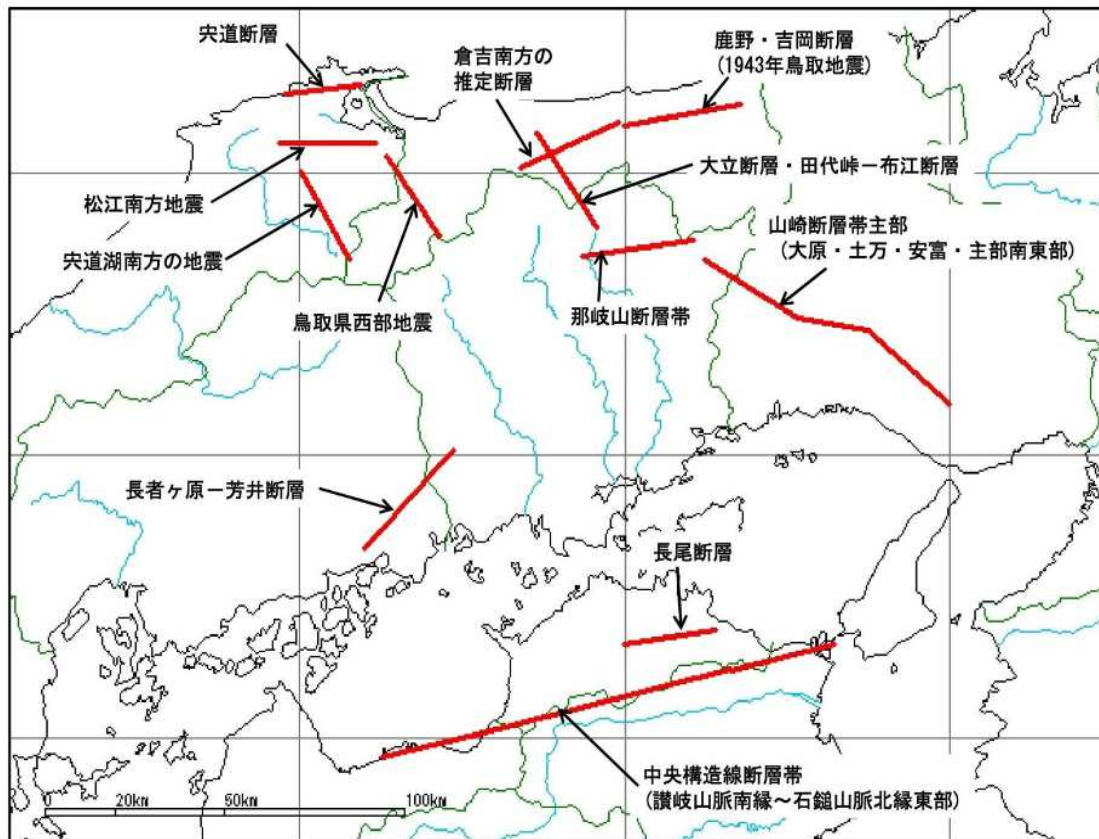
岡山県危機管理課 平成25年2月作成

この地図の作成に当たっては、国土交通省の国土数値情報(鉄道データ、高速道路時系列データ)を使用した。

1:400000

(2) 断層型地震

①各断層の位置



② 1 2 断層の概要

断層名	地震の規模	断層規模(延長・深度)	断層の調査・推計機関
山崎断層帯	M 8.0	L= 80km W= 18km	国(地震調査研究推進本部)
那岐山断層帯	M 7.6	L= 32km W= 26km	国(地震調査研究推進本部)
中央構造線断層帯	M 8.0	L=132km W= 24km	国(地震調査研究推進本部)
長者ヶ原-芳井断層	M 7.4	L= 36km W= 18km	広島県
倉吉南方の推定断層	M 7.2	L= 30km W= 13km	鳥取県
大立断層・田代峠-布江断層	M 7.2	L= 30km W= 13km	鳥取県
鳥取県西部地震	M 7.3	L= 26km W= 14km	鳥取県
鹿野・吉岡断層	M 7.2	L= 33km W= 13km	鳥取県
長尾断層	M 7.1	L= 26km W= 18km	国(地震調査研究推進本部)
宍道湖南方の地震	M 7.3	L= 27km W= 14km	島根県
松江南方の地震	M 7.3	L= 27km W= 14km	島根県
宍道断層	M 7.1	L= 22km W= 13km	島根県

※地震の規模欄のMはマグニチュード

③各断層型地震の概要

断層名	山崎断層帯 (※)	那岐山断層帯 (※)	中央構造線 断層帯(※)	長者ヶ原一 芳井断層	倉吉南方の 推定断層	大立断層・田代 峠一布江断層
マグニチュード	8.0	7.6	8.0	7.4	7.2	7.2
発生確率	ほぼ0~1%	0.06~0.1%	ほぼ0~0.3%	0.09%	推計していない	推計していない
県内最大震度	<b>6強</b>	<b>6強</b>	6弱	<b>6強</b>	<b>6強</b>	<b>6強</b>
震度6弱以上の 市町村 (太字は震度 6強)	津山市 <b>美作市</b> 鏡野町 勝央町 <b>奈義町</b> 西粟倉村	<b>津山市</b> 真庭市 美作市 <b>鏡野町</b> 勝央町 <b>奈義町</b> 美咲町	岡山市 倉敷市 笠岡市	岡山市 倉敷市 <b>笠岡市</b> 井原市 浅口市 早島町 里庄町	<b>真庭市</b> 鏡野町	津山市 <b>真庭市</b> 新庄村 <b>鏡野町</b> 奈義町

断層名	鳥取県西部地震	鹿野・吉岡断層	長尾断層(※)	宍道湖南方の 地震	松江南方の地震	宍道断層
マグニチュード	7.3	7.2	7.1	7.3	7.3	7.1
発生確率	推計していない	推計していない	ほぼ0%	推計していない	推計していない	0.1%
県内最大震度	<b>6強</b>	5強	5弱	4	4	4
震度6弱以上の 市町村 (太字は震度 6強)	<b>新見市</b> 真庭市 新庄村	県内最大震度から、それほど大きな被害は見込まれないことから、被害想定は行っていない。				

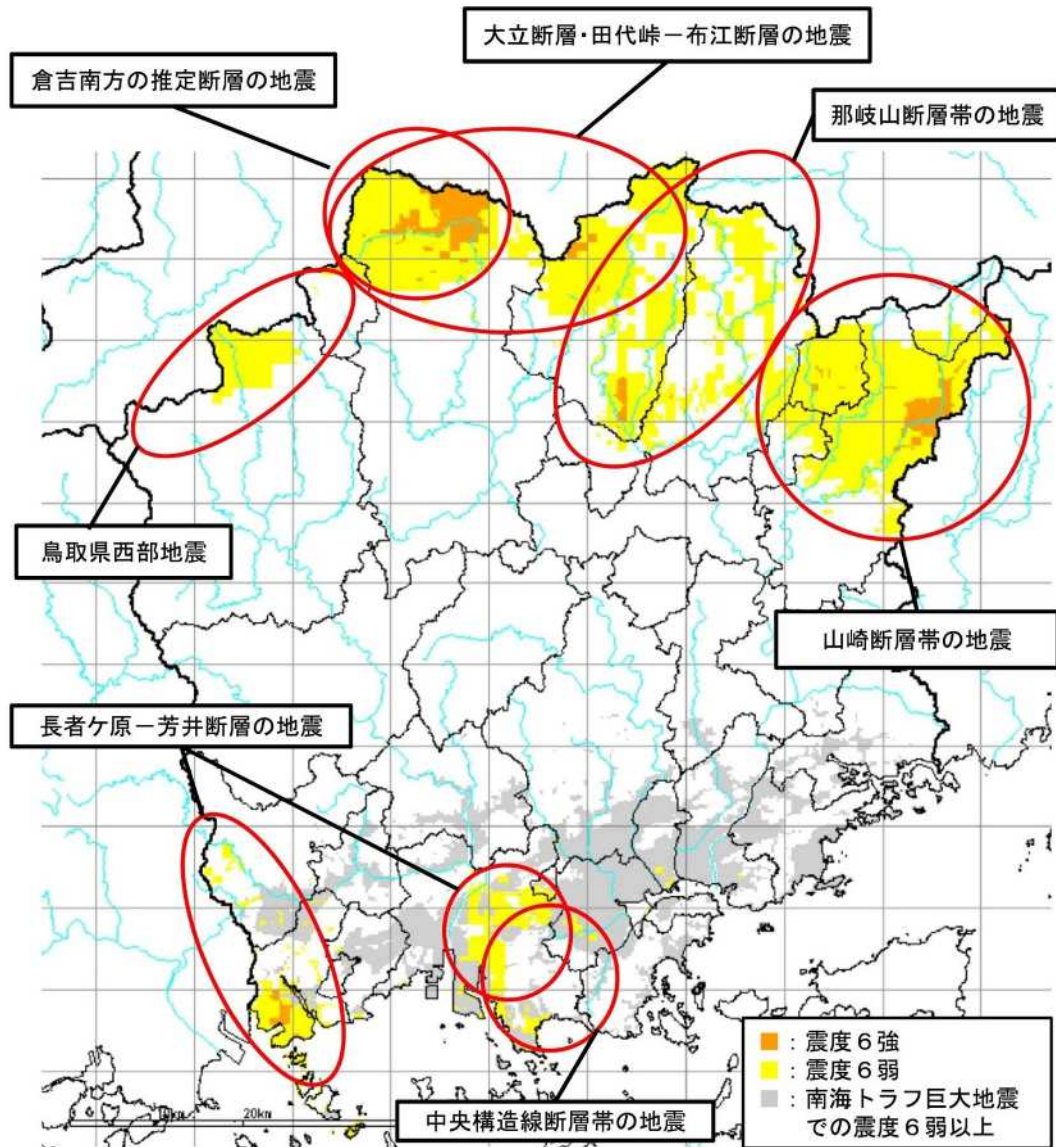
注) 1 断層名欄の※は主要活断層

2 マグニチュードは地震の規模を表し、国や近隣県が推計し被害想定に用いたもの。

3 発生確率は今後30年間に地震が発生する確率(地震調査推進研究本部、産業技術総合研究所)

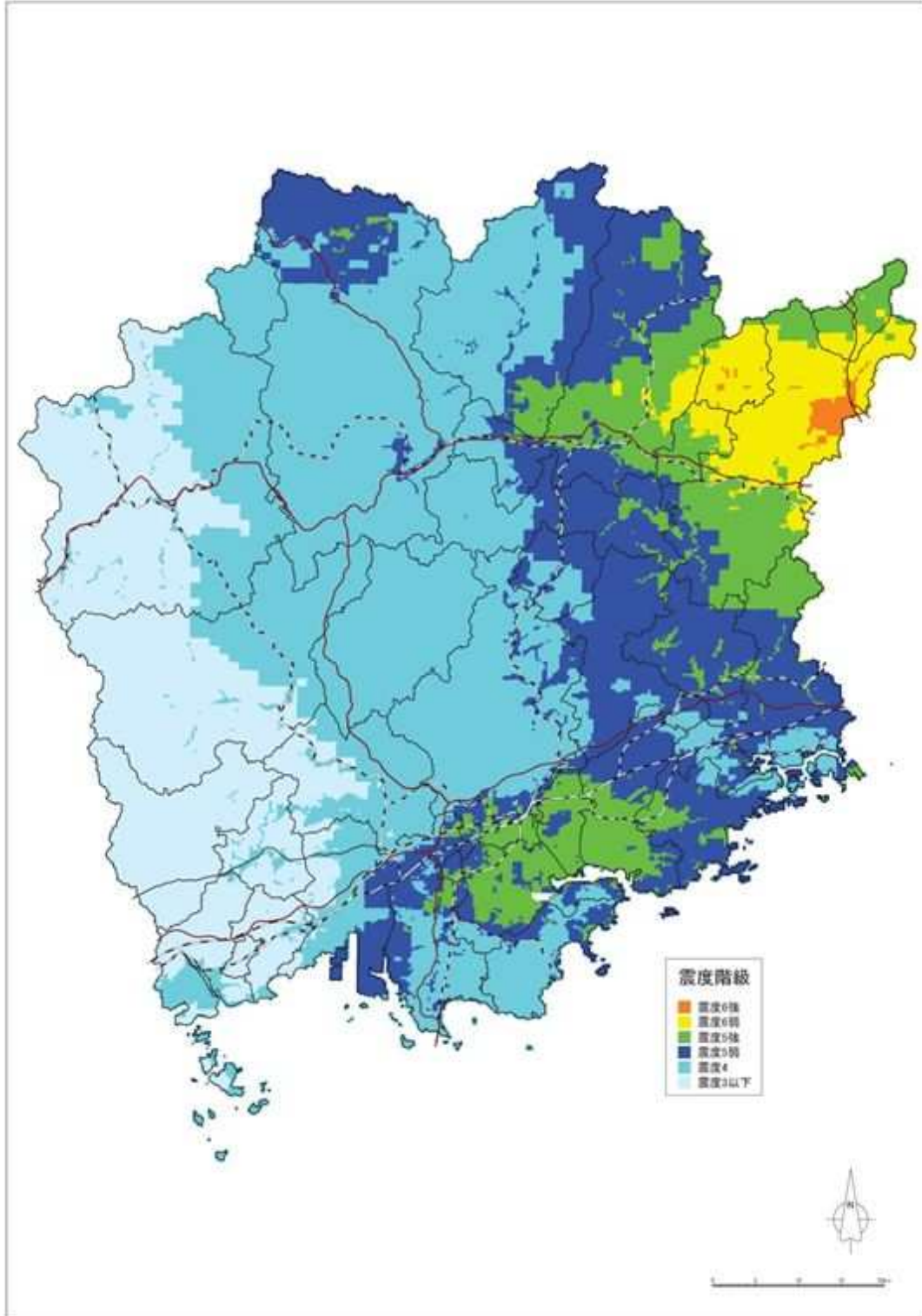
④震度分布図・液状化危険度分布図

ア) 断層型地震における震度6弱以上の地域図



イ) 山崎断層帯主部(大原・土万・安富・主部南東部)の地震による震度分布図【岡山県想定】

山崎断層帯主部(大原・土万・安富・主部南東部)の地震による震度分布図【岡山県想定】

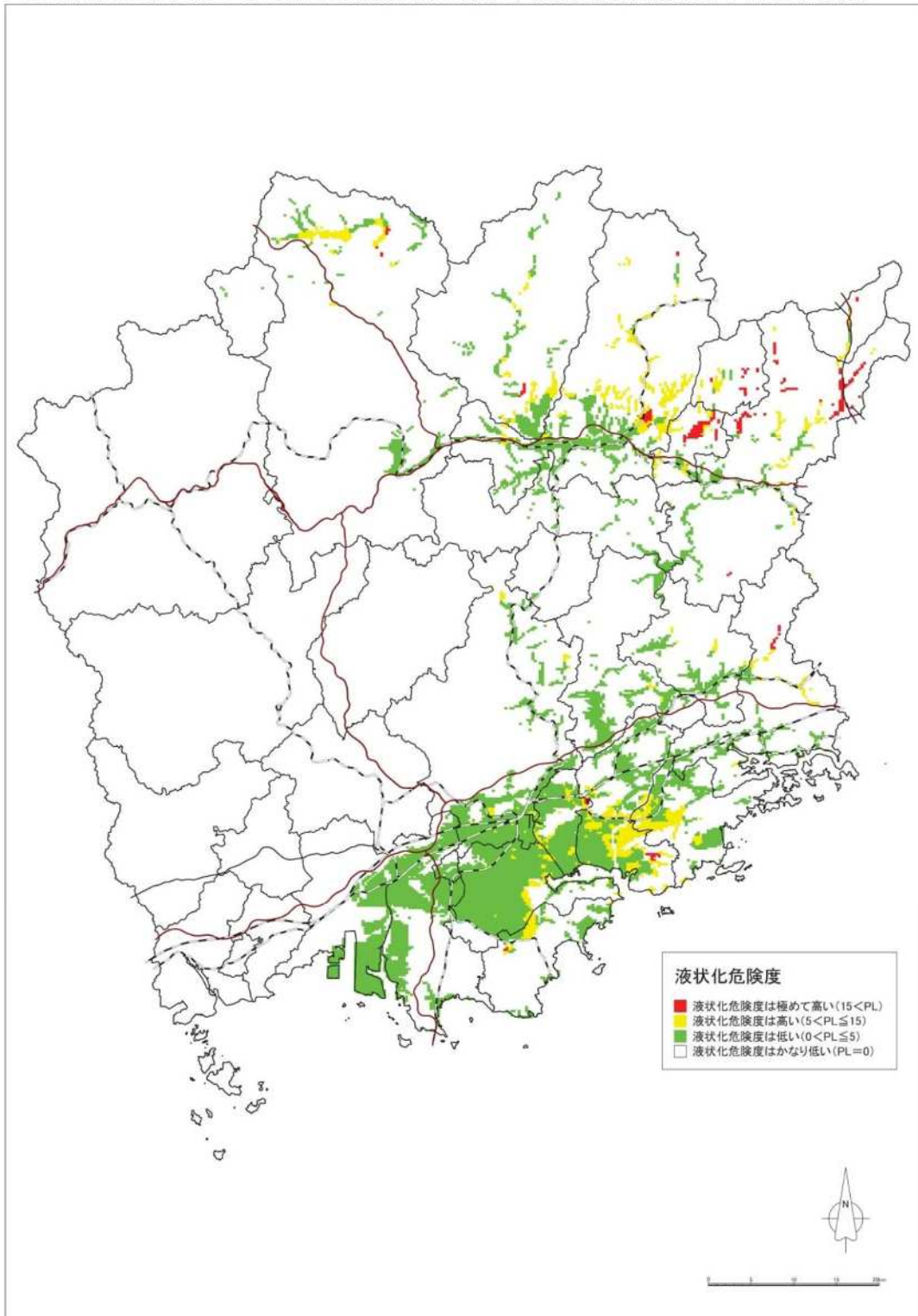


岡山県危機管理課 平成26年3月作成  
 この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基礎地図情報を使用した。(承認番号 平24情使 第706号)  
 また、国土交通省の国土数値情報(鉄道データ、高速道路時系列データ)を使用した。

1:400000

ウ) 山崎断層帯主部(大原・土万・安富・主部南東部)の地震による  
液状化危険度分布図【岡山県想定】

山崎断層帯主部(大原・土万・安富・主部南東部)の地震による液状化危険度分布図【岡山県想定】

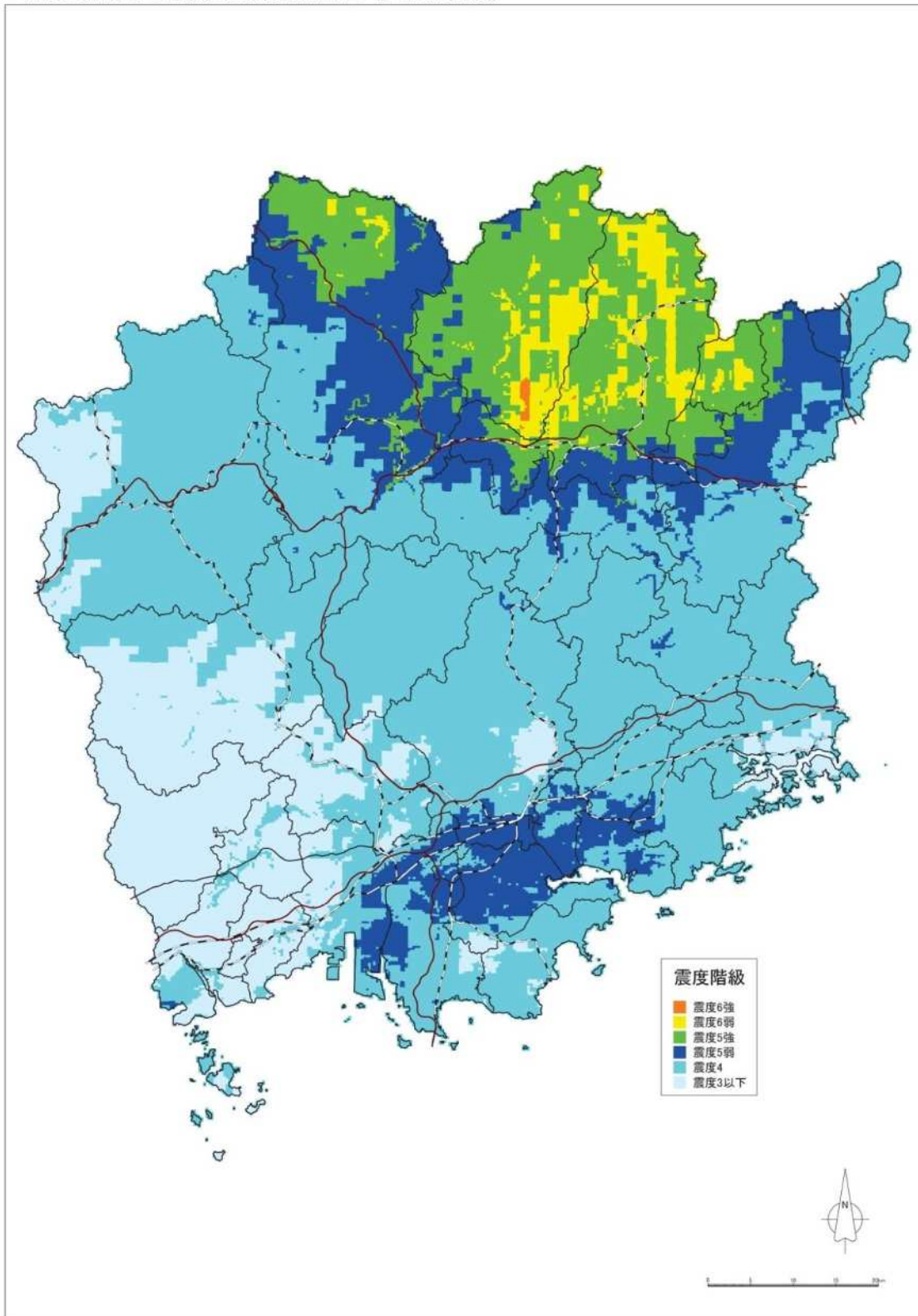


岡山県危機管理課 平成26年3月作成  
この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基礎地図情報を使用した。(承認番号 平24情使、第706号)  
また、国土交通省の国土数値情報(鉄道データ、高速道路時系列データ)を使用した。

1:400000

エ) 那岐山断層帯の地震による震度分布図【岡山県想定】

那岐山断層帯の地震による震度分布図【岡山県想定】

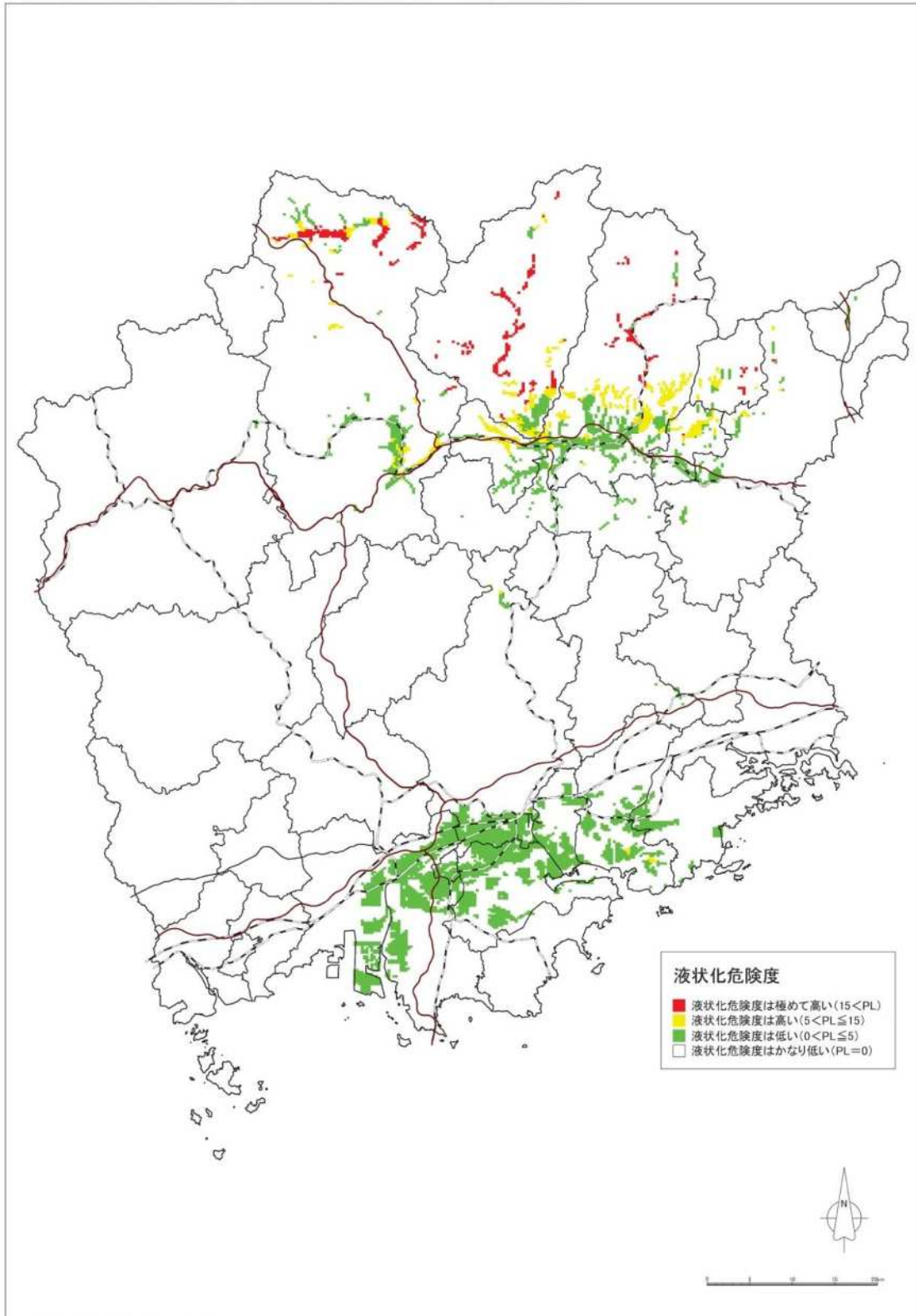


岡山県危機管理課 平成26年3月作成  
この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基礎地図情報を使用した。(承認番号 平24情使、第706号)  
また、国土交通省の国土数値情報(鉄道データ、高速道路時系列データ)を使用した。

1:400000

オ) 那岐山断層帯の地震による液状化危険度分布図【岡山県想定】

那岐山断層帯の地震による液状化危険度分布図【岡山県想定】

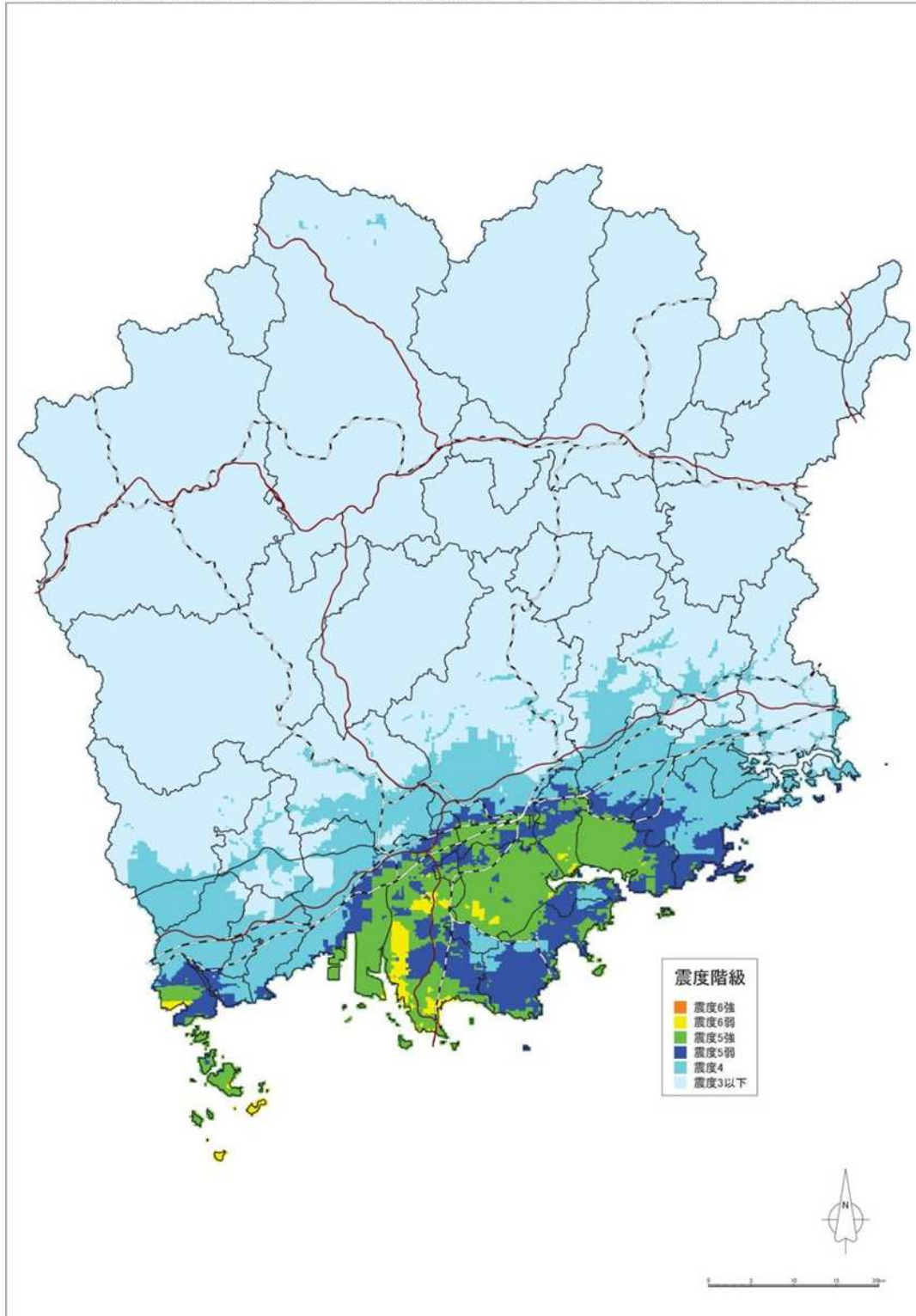


岡山県危機管理課 平成26年3月作成  
この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(承認番号 平24情使、第706号)  
また、国土交通省の国土数値情報(鉄道データ、高速道路時系列データ)を使用した。

1:400000

カ) 中央構造線断層帯（讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部）の地震による震度分布図【岡山県想定】

中央構造線断層帯(讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部)の地震による震度分布図【岡山県想定】

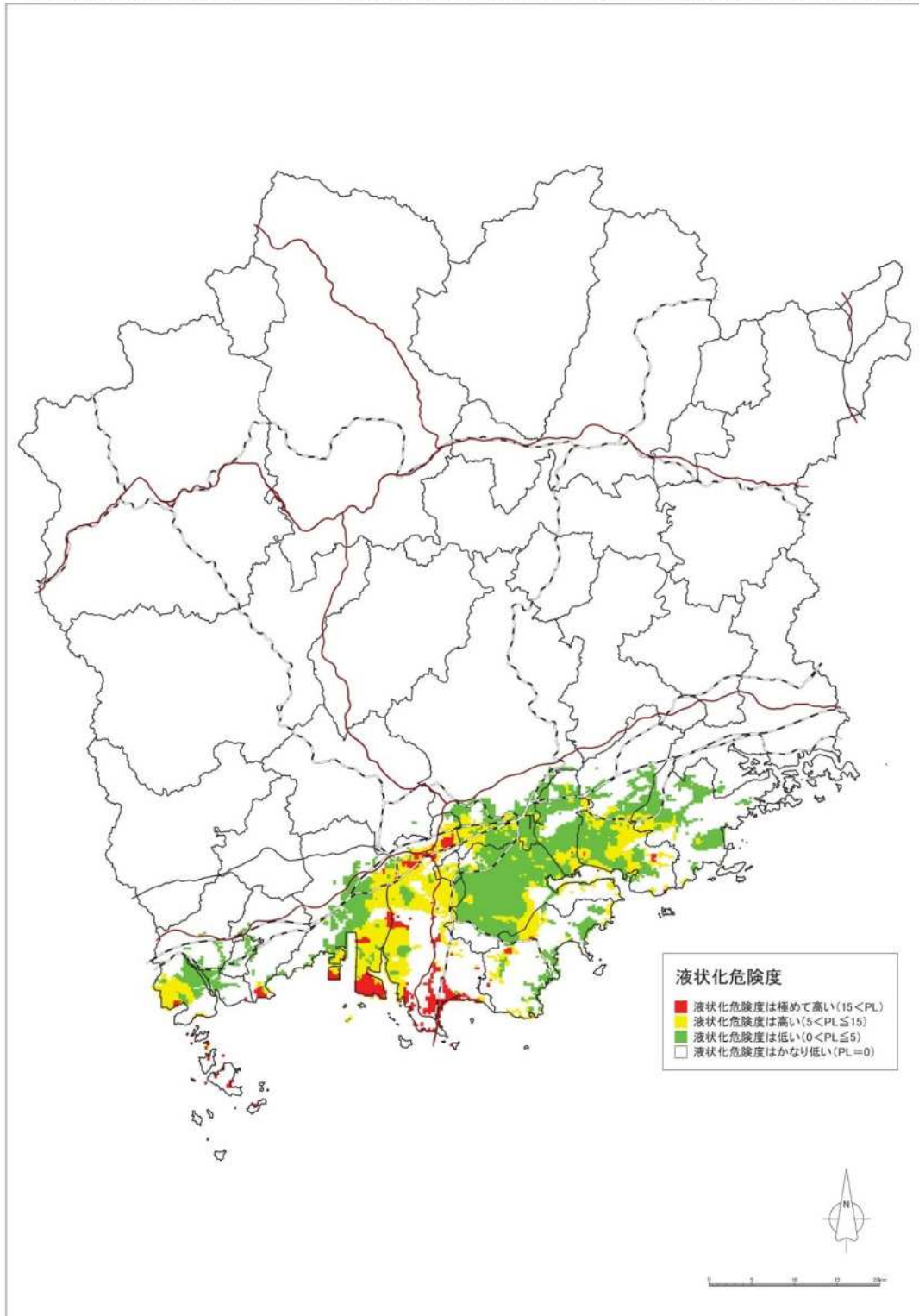


岡山県危機管理課 平成26年3月作成  
この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(承認番号 平24情使、第706号)  
また、国土交通省の国土数値情報(鉄道データ、高速道路時系列データ)を使用した。

1:400000

キ) 中央構造線断層帯（讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部）の地震による  
液状化危険度分布図【岡山県想定】

中央構造線断層帯（讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部）の地震による液状化危険度分布図【岡山県想定】

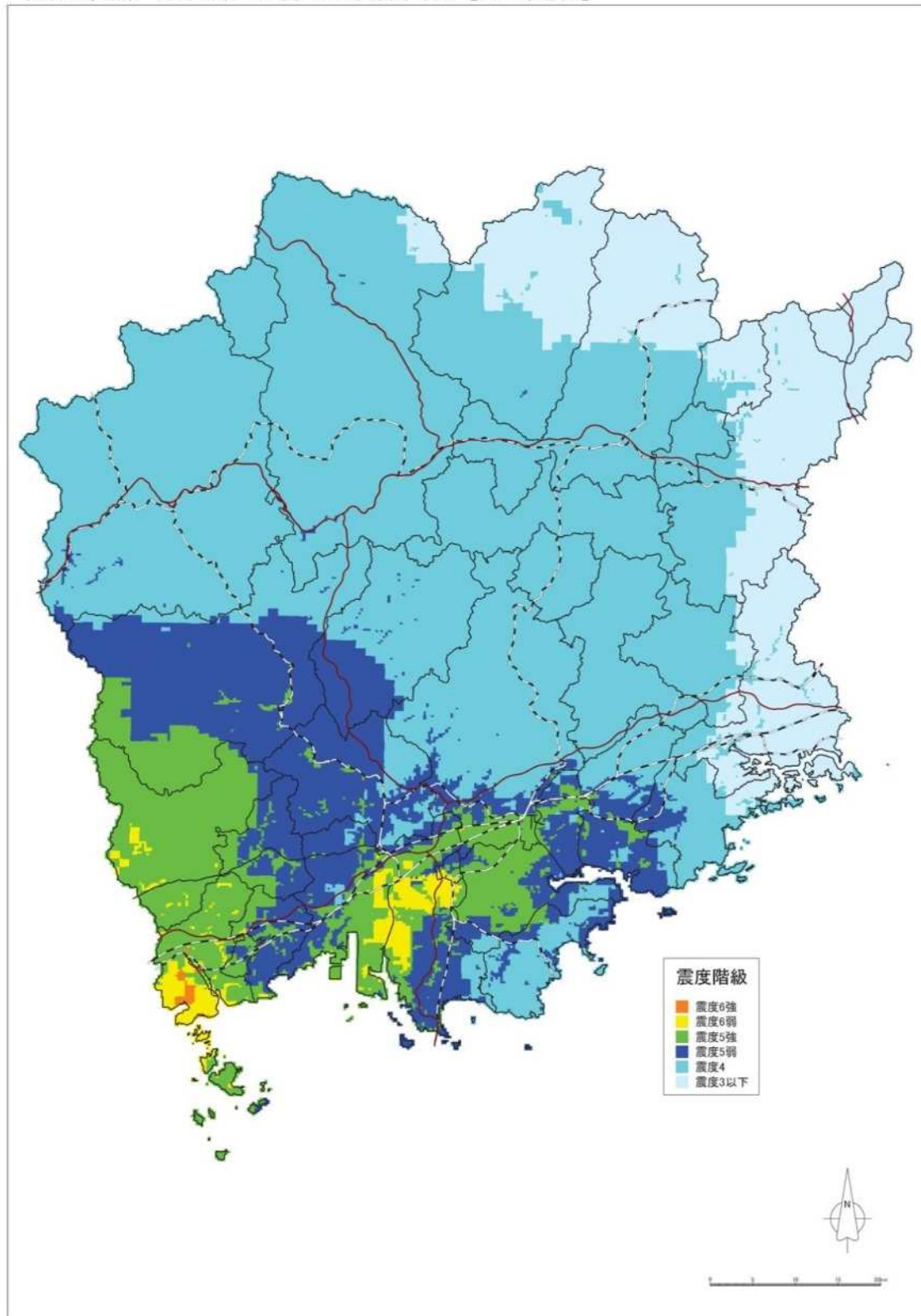


岡山県危機管理課 平成26年3月作成  
この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基礎地図情報を使用した。(承認番号 平24情使、第706号)  
また、国土交通省の国土数値情報(鉄道データ、高速道路時系列データ)を使用した。

1:400000

ク) 長者ヶ原断層－芳井断層の地震による震度分布図 【岡山県想定】

長者ヶ原断層－芳井断層の地震による震度分布図【岡山県想定】

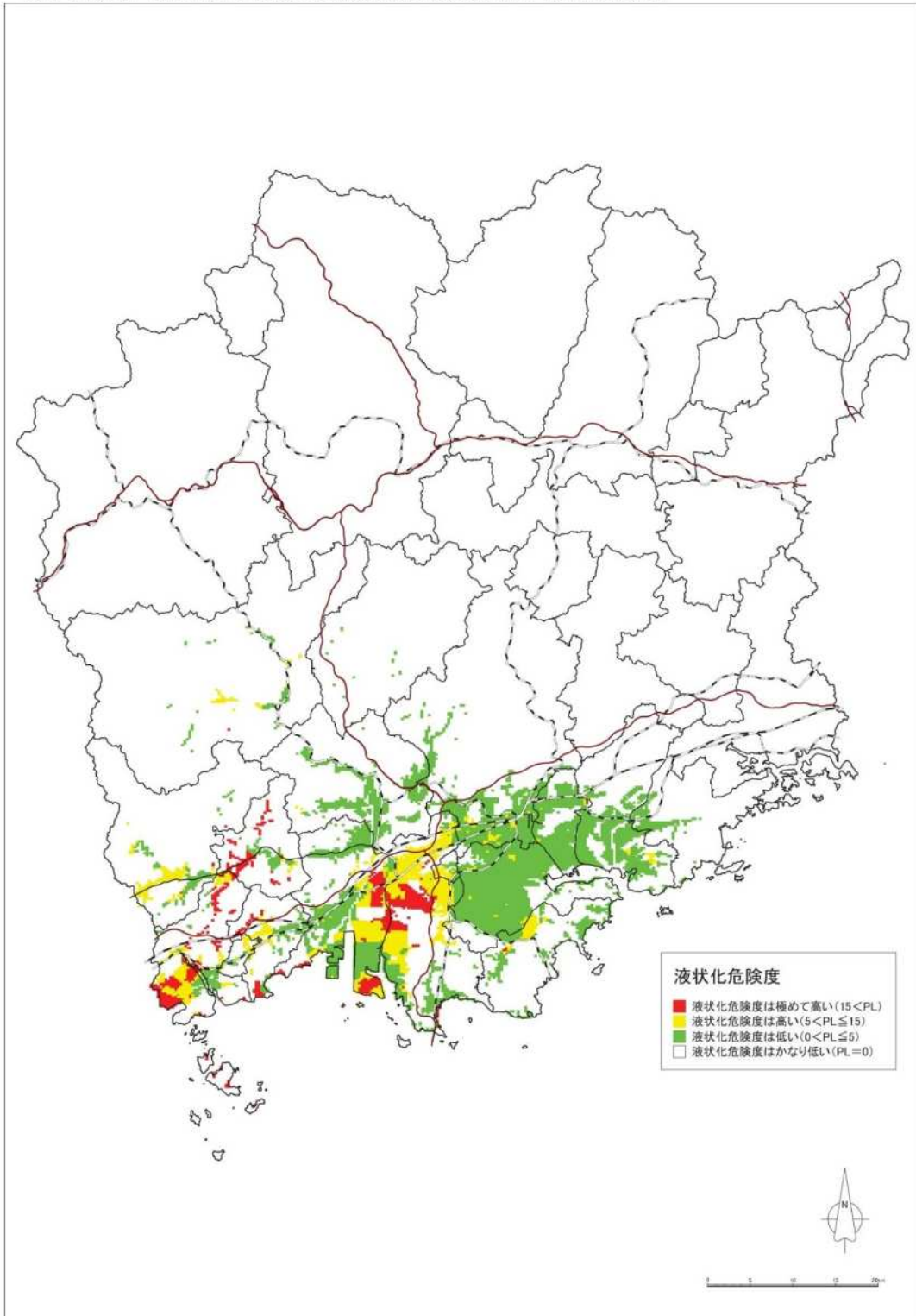


岡山県危機管理課 平成26年3月作成  
この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(承認番号 平24情使、第706号)  
また、国土交通省の国土数値情報(鉄道データ、高速道路時系列データ)を使用した。

1:400000

ケ) 長者ヶ原断層－芳井断層の地震による液状化危険度分布図【岡山県想定】

長者ヶ原断層－芳井断層の地震による液状化危険度分布図【岡山県想定】

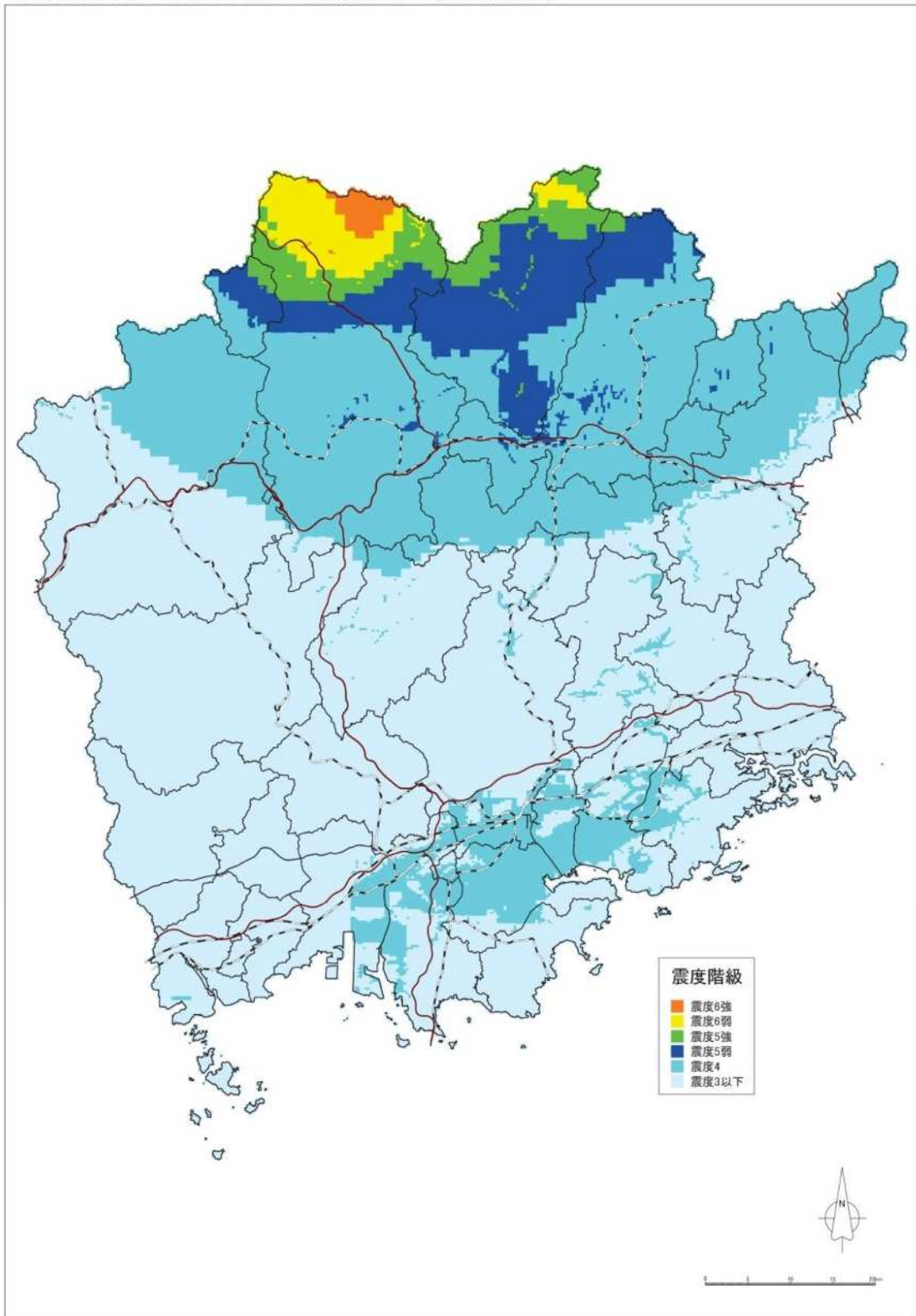


岡山県危機管理課 平成26年3月作成  
この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基礎地図情報を使用した。(承認番号 平24情使、第706号)  
また、国土交通省の国土数値情報(鉄道データ、高速道路時系列データ)を使用した。

1:400000

コ) 倉吉南方の推定断層の地震による震度分布図【岡山県想定】

倉吉南方の推定断層の地震による震度分布図【岡山県想定】

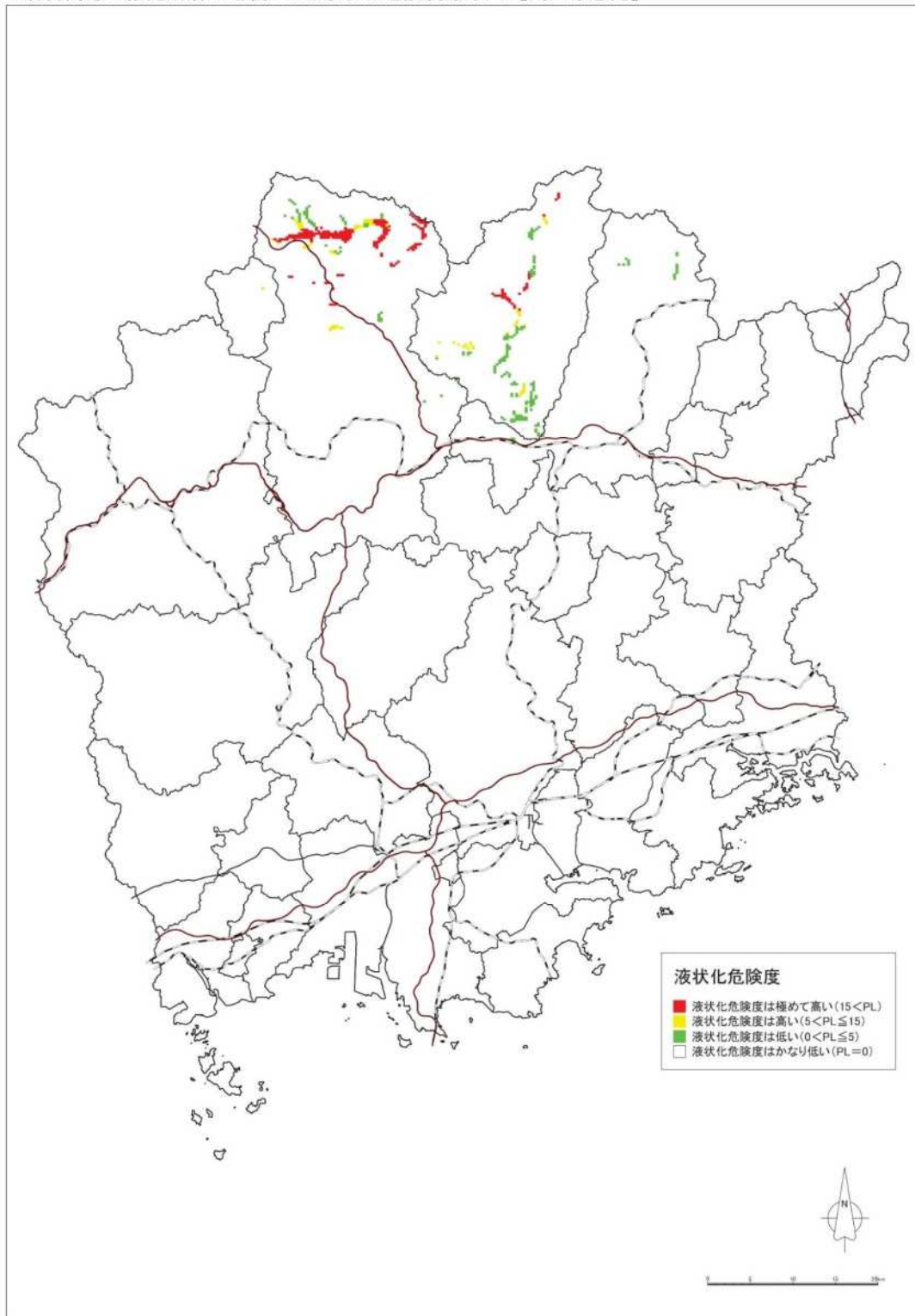


岡山県危機管理課 平成26年3月作成  
この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基礎地図情報を使用した。(承認番号 平24情使、第706号)  
また、国土交通省の国土数値情報(鉄道データ、高速道路時系列データ)を使用した。

1:400000

サ) 倉吉南方の推定断層の地震による液状化危険度分布図【岡山県想定】

倉吉南方の推定断層の地震による液状化危険度分布図【岡山県想定】

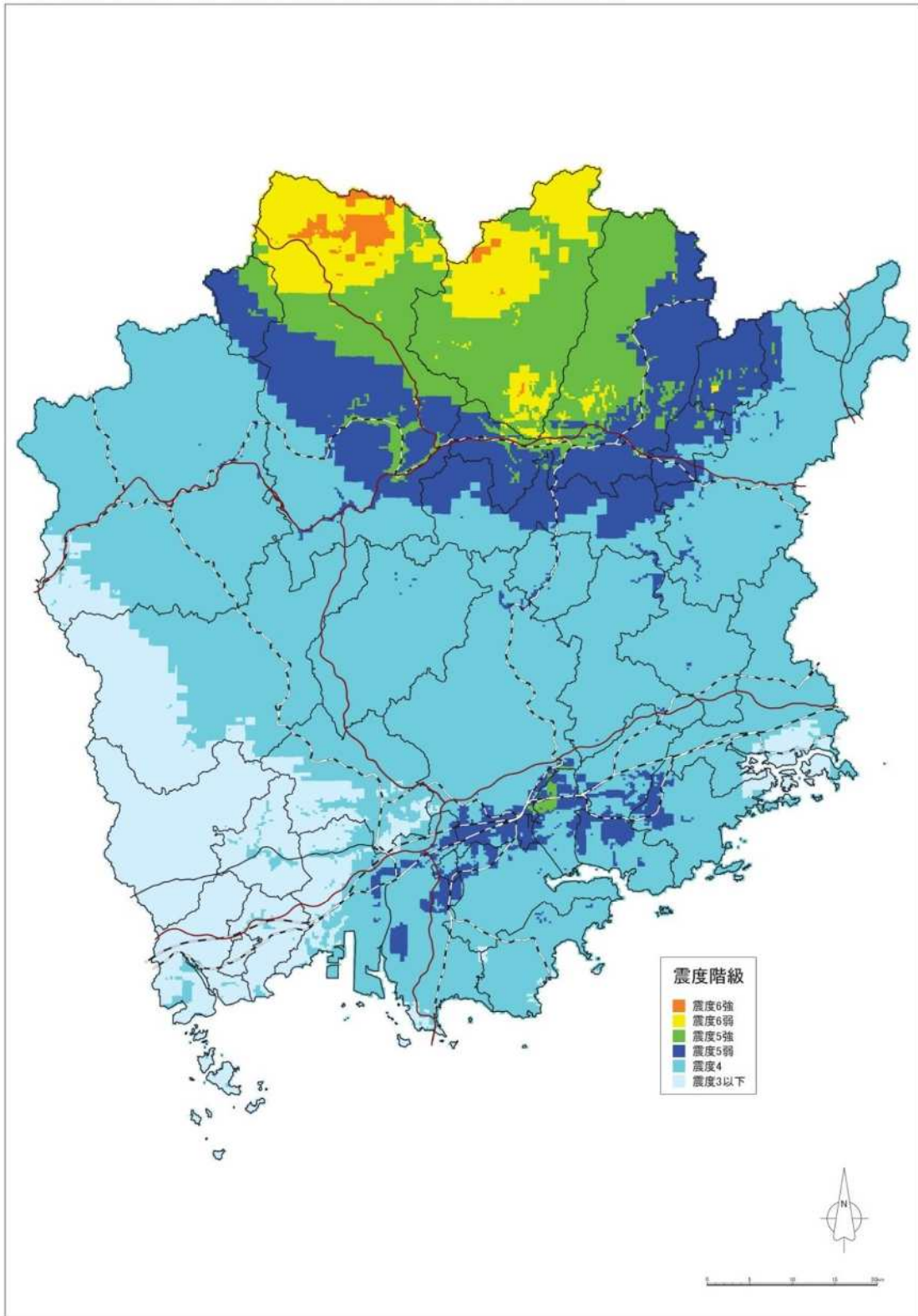


岡山県危機管理課 平成26年3月作成  
この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(承認番号 平24情使、第706号)  
また、国土交通省の国土数値情報(鉄道データ、高速道路時系列データ)を使用した。

1:400000

シ) 大立断層・田代峠－布江断層の地震による震度分布図【岡山県想定】

大立断層・田代峠－布江断層の地震による震度分布図【岡山県想定】

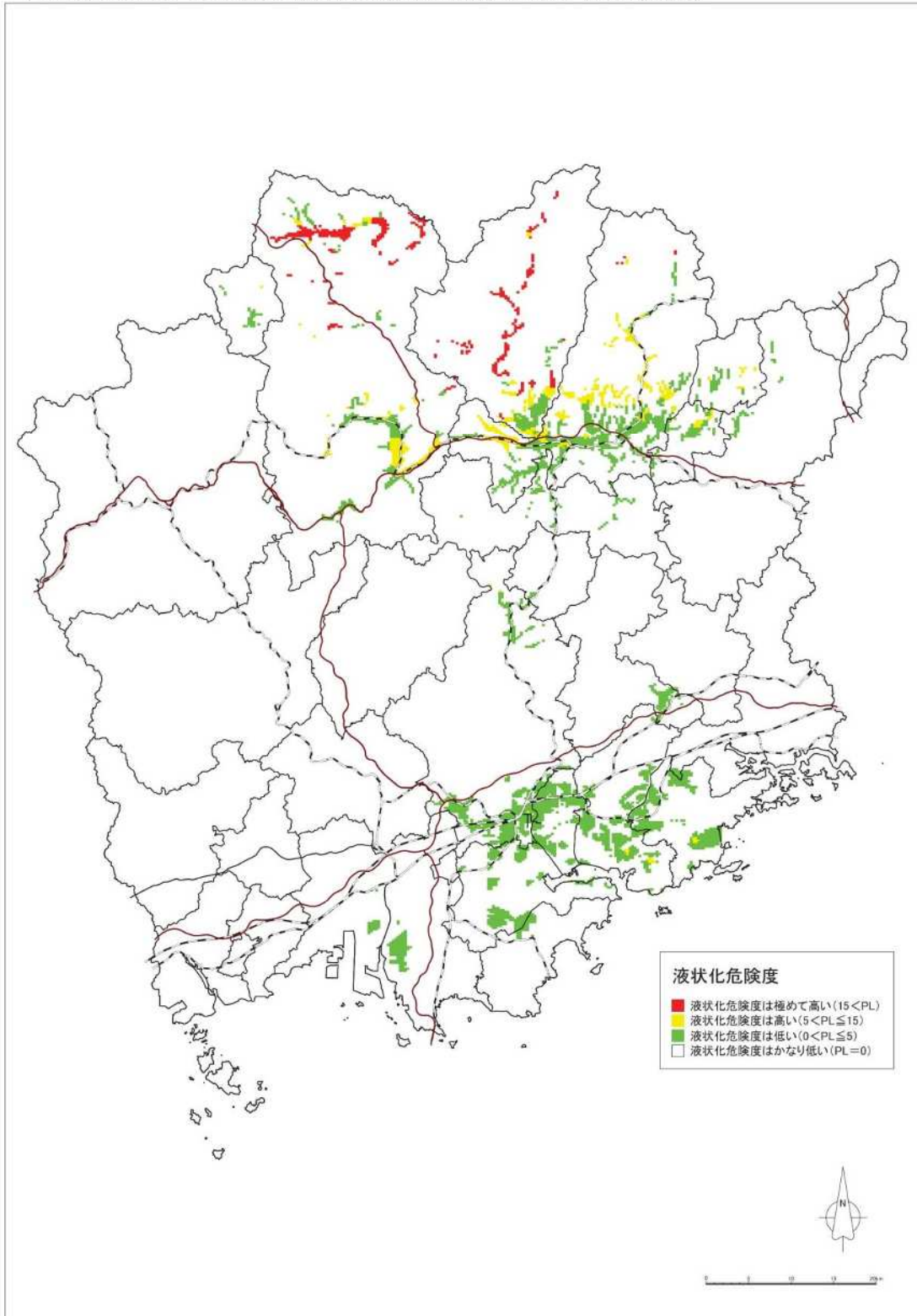


岡山県危機管理課 平成26年3月作成  
この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基礎地図情報を使用した。(承認番号 平24情使、第706号)  
また、国土交通省の国土数値情報(鉄道データ、高速道路時系列データ)を使用した。

1:400000

ス) 立断層・田代峠一布江断層の地震による液状化危険度分布図【岡山県想定】

大立断層・田代峠一布江断層の地震による液状化危険度分布図【岡山県想定】

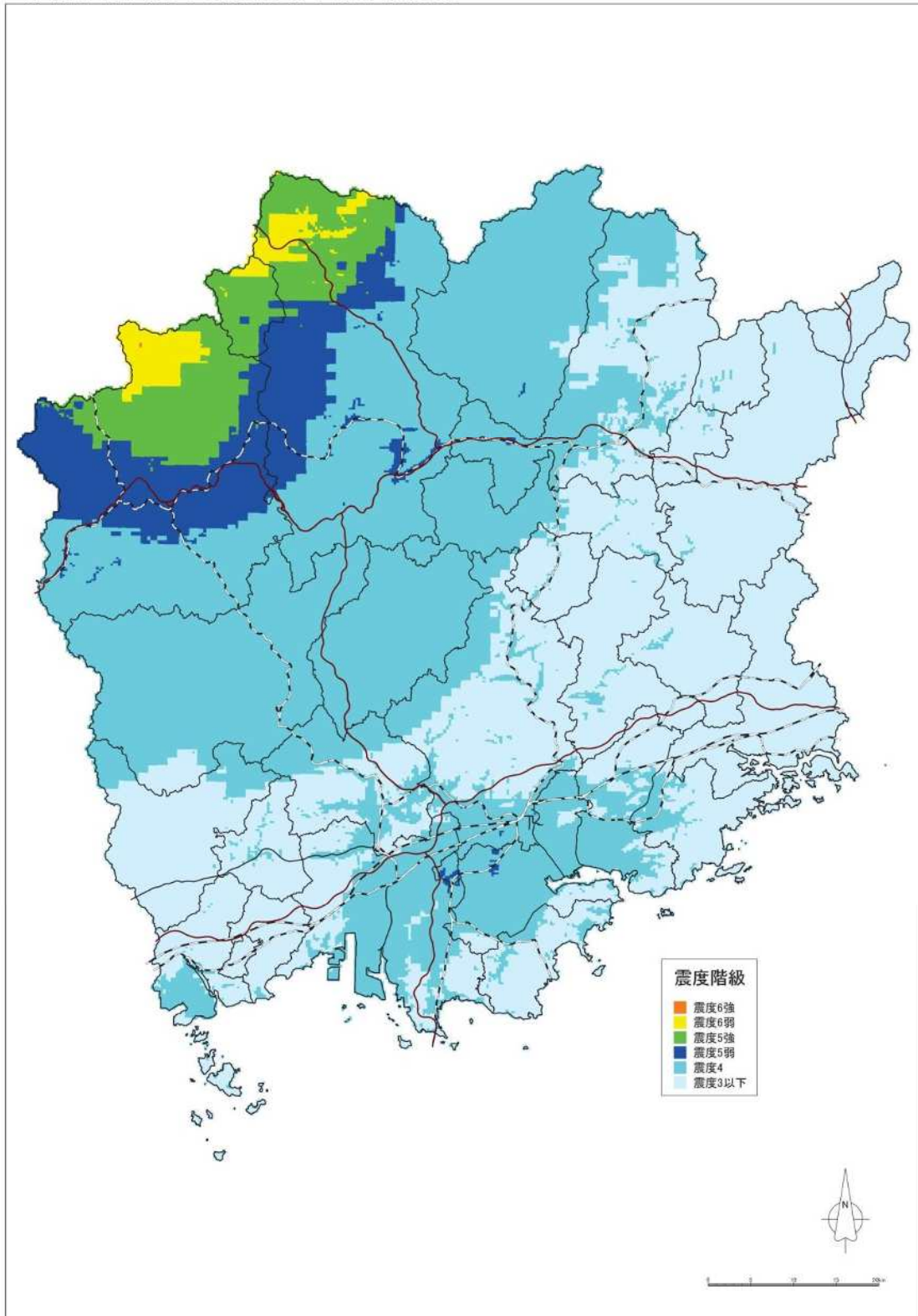


岡山県危機管理課 平成26年3月作成  
この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基礎地図情報を使用した。(承認番号 平24情使、第706号)  
また、国土交通省の国土数値情報(鉄道データ、高速道路時系列データ)を使用した。

1:400000

セ) 鳥取県西部地震による震度分布図【岡山県想定】

鳥取県西部地震による震度分布図【岡山県想定】

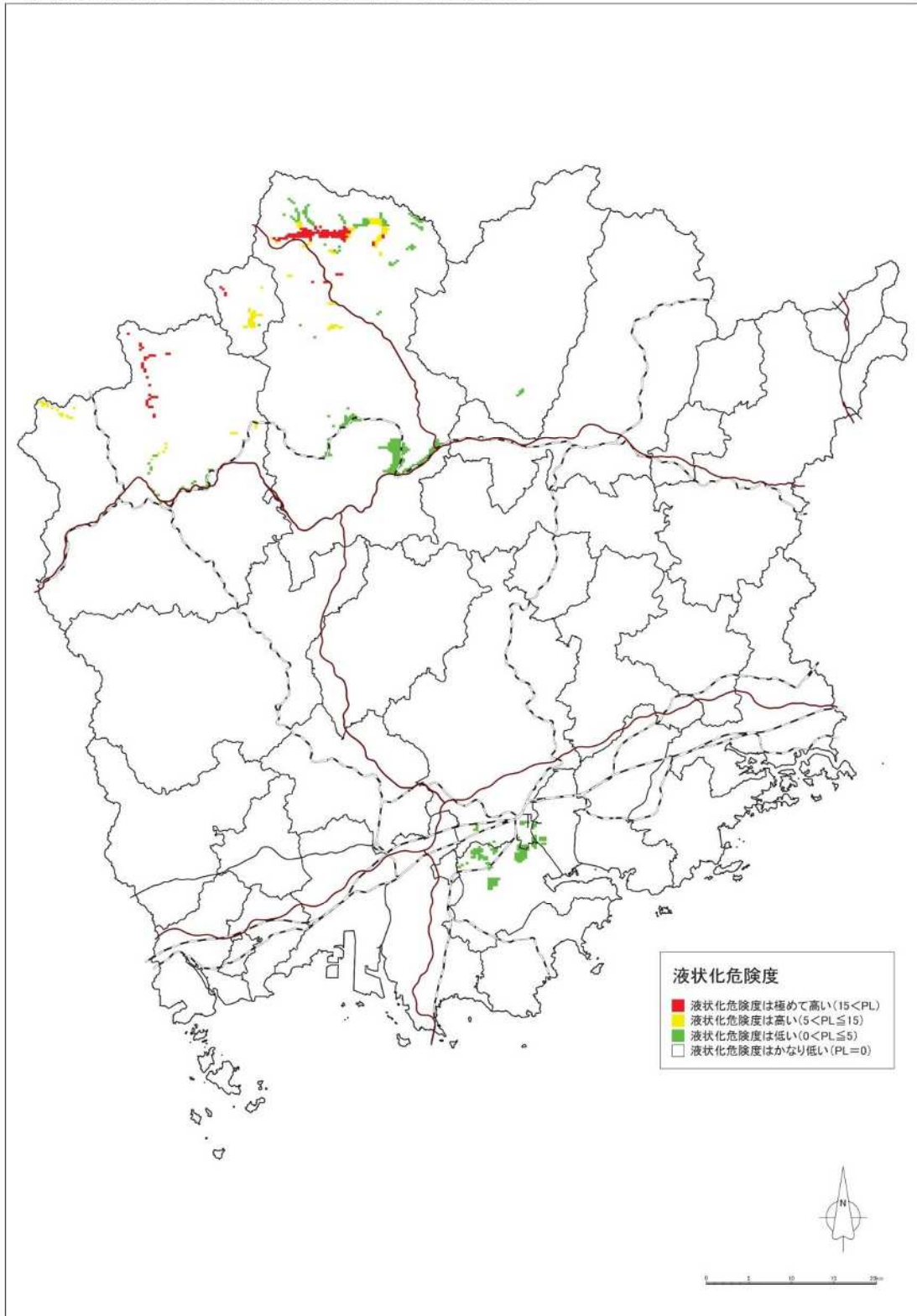


岡山県危機管理課 平成26年3月作成  
この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(承認番号 平24情使、第706号)  
また、国土交通省の国土数値情報(鉄道データ、高速道路時系列データ)を使用した。

1:400000

ソ) 鳥取県西部地震による液状化危険度分布図【岡山県想定】

鳥取県西部地震による液状化危険度分布図【岡山県想定】



岡山県危機管理課 平成26年3月作成  
この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基礎地図情報を使用した。(承認番号 平24情使、第706号)  
また、国土交通省の国土数値情報(鉄道データ、高速道路時系列データ)を使用した。

1:400000

⑤被害想定

断層名	最大震度	被害項目 (被害が最大となるケース)		
		建物全壊(棟)	死者数(人)	最大避難者数(人)
山崎断層帯	6強	冬・18時	冬・深夜	冬・18時
		604	33	5,680
那岐山断層帯	6強	冬・18時	冬・深夜	冬・18時
		209	12	2,078
中央構造線断層帯	6弱	冬・18時	冬・18時	冬・18時
		291	6	11,018
長者ヶ原-芳井断層	6強	冬・18時	冬・深夜	冬・18時
		856	40	21,672
倉吉南方の推定断層	6強	冬・18時	冬・深夜	冬・18時
		113	6	1,442
大立断層・田代峠-布江断層	6強	冬・18時	冬・深夜	冬・18時
		340	20	3,868
鳥取県西部地震	6強	冬・18時	冬・深夜	冬・18時
		17	0	150
鹿野・吉岡断層	5強	県内最大震度から、それほど大きな被害は見込まれないことから、被害想定は行っていない。		
長尾断層	5弱			
宍道湖南方の地震	4			
松江南方の地震	4			
宍道断層	4			

※被害想定は、3種類の季節・時間帯で被害が最大となるケースを表示する。

※建物全壊、死者数は、揺れ、液状化、火災等の合計値を表す。

※最大避難者数は、発災後1週間後の数値

## 2 耐震化の現状と耐震改修等の目標

本計画では、国の基本計画及び岡山県耐震改修促進計画における耐震化率の目標を踏まえ、町内の住宅及び特定建築物の耐震化の目標値を次のとおり定めます。

### (1) 住宅

区分	現状の耐震化率 (令和7年度末時点)	目標の耐震化率 (令和12年度末)
住宅	56%	95%

※住宅・土地統計調査を基に推計した推計値

### (2) 特定建築物\*1

区分	現状の耐震化率 (令和7年度末時点)	目標の耐震化率 (令和12年度末)
多数の者が利用する建築物*2 1 災害対策本部及び現地対策本部を設置し、被災後応急活動や復旧活動の拠点となる建築物	100%	100%
2 被災時に、避難者及び傷病者の救援活動など救助活動の拠点となる建築物	100%	100%
3 不特定多数の者が利用する建築物	—	—
4 その他の建築物	100%	100%

\*1 特定建築物は、耐震改修促進法で用途・規模が定められている。別紙1参照

\*2 多数の者が利用する建築物の区分は県基本方針の区分による。別紙3参照

## 第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

### 1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針

建築物の所有者等は、地震防災対策を自らの問題として、また、地域の問題として捉え、主体的に取り組むことが何よりも重要であり、目標達成のための前提となります。

町は、このような建築物の所有者等の取組みを支援する観点から、耐震診断及び耐震改修に伴う所有者等の負担軽減のための制度の構築や耐震化を行いやすい環境の整備など必要な施策を講じること、所有する公共建築物の耐震化に取り組むこととします。

### 2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要

広く町民に対して建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性や重要性について周知・徹底を図るため、啓発に積極的に取り組むとともに、耐震診断及び耐震改修等の補助制度、国の税制（耐震改修促進税制等）、融資制度等を活用しながら、建築物の耐震化の促進を図ります。

#### ○国土交通省HP

[https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_fr\\_000043.html](https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr_000043.html)

#### ○国税庁HP

<https://www.nta.go.jp/>

(1) 補助制度の概要

名称	補助対象建築物及び事業	補助額等(上限額あり)
木造住宅耐震診断事業  (岡山県知事の登録を受けた木造住宅耐震診断員による耐震診断を、一般社団法人岡山県建築士事務所協会に委託して実施するもの)	次の全てに該当する住宅 1 昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての住宅	一般診断 8万円
	2 構造が丸太組工法、建築基準法第38条の規定に基づく認定工法以外の木造であるもの 3 地上階数が2以下のもの	上記以外 補助対象経費の2/3以内
戸建て住宅耐震診断事業  (岡山県知事が指定した建築士事務所に委託して実施するもの)	木造住宅耐震診断事業の建築物欄に掲げる以外の一戸建て住宅	補助対象経費の2/3以内

建築物耐震診断事業  (岡山県知事が指定した建築士事務所に委託して実施するもの)	昭和56年5月31日以前に着工された建築物で町内に存する民間のものであって、次に掲げる要件のいずれかに該当する建築物 1 一戸建て以外の住宅 2 指示対象建築物 3 上記以外の建築物	補助対象経費の2/3以内
木造住宅耐震改修事業	昭和56年5月31日以前に着工された地上階数2以下の木造一戸建て住宅	耐震改修工事に要する費用(34,100円/m <sup>2</sup> を限度とする。)に0.8を乗じて得た額以内。ただし、限度額1棟あたり1,150千円。

※令和7年度の概要であり、今後変更となる場合があります。

### 3 地震時の総合的な安全対策に関する事項

#### (1) 建築物の耐震化に加えて行うべき事前の対策

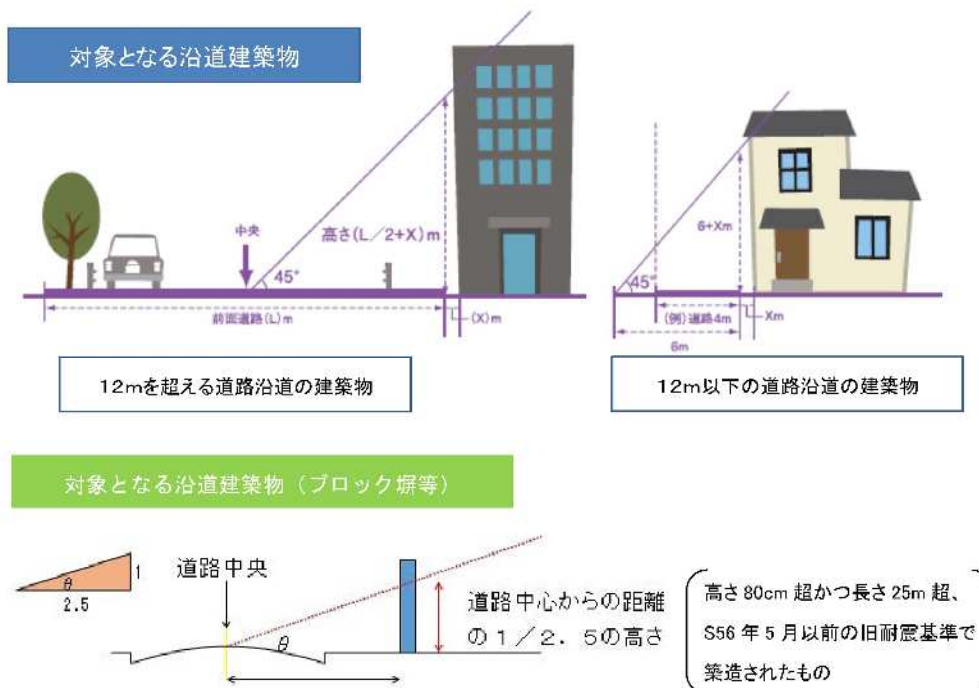
これまでの地震被害の状況から、ブロック塀の安全対策、ガラスの破損や天井の落下防止対策、エレベーターの安全対策、家具の転落防止対策等の必要性が改めて指摘されています。このため県と連携し改善指導等を行います。

#### (2) 地震発生後の対応

地震により建築物・宅地が被害を受け、被災建築物・被災宅地の応急危険度判定が必要となった場合は、県及び町に被災建築物・被災宅地の判定実施本部等を設置するなどの必要な措置を講じます。

### 4 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

耐震改修促進法では、建築物が地震によって倒壊した場合に、道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難が困難になることを防止するため、一定の高さ以上の沿道建築物並びに一定の高さ及び長さのブロック塀等（耐震関係規定に適合しない建築物に限る。）について、耐震診断を行わせ、耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合には、当該建築物の敷地に接する道路に関する事項について、法第5条第3項第2号、3号により都道府県耐震改修促進計画に、また、法第6条第3項第1号、第2号により市町村耐震改修促進計画に記載することができると規定されています。



(1) 町が耐震診断を義務付ける緊急輸送道路（法第6条第3項第1号）

（要安全確認計画記載建築物：緊急輸送道路沿道建築物及び沿道ブロック塀等）

岡山県緊急輸送道路ネットワーク計画（以下「ネットワーク計画」という。）で定めた第1次緊急輸送道路のうち、災害時の拠点を連絡する広域幹線道路であり、かつ、第1次防災拠点（ネットワーク計画において、県庁、県民局、市・町の庁舎、警察本部、鉄道駅、災害拠点病院、空港・港湾及び物流拠点のうち、重要なものとして位置付けられた拠点）を連絡する道路を指定します。

町では、県と連携し、法第6条第3項第1号の規定に基づいて耐震診断を義務付ける路線を下記のとおり定めます。

町が耐震診断を義務付ける路線

路線名	区間	耐震診断結果の報告期限
国道53号	奈義町内	令和9年3月31日

(2) その他の緊急輸送道路（法第6条第3項第2号）

ネットワーク計画における第1次～第3次緊急輸送道路（耐震診断の義務付けを行う緊急輸送道路を除く。）を耐震化努力義務道路として指定します。

### 第3章 建築物の耐震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

建築物の地震に対する安全性の向上について、正しい理解と知識の普及をすすめるため、次のような取組みや啓発事業を積極的に推進します。

#### 1 防災マップ等の活用

町や県の防災マップ、震度分布図、液状化危険度分布図等を活用し、地震や災害に対する町民の防災意識の高揚を図るとともに、建築物の耐震化など、地震に対する備えの必要性の普及啓発に努めます。

#### 2 相談体制の整備及び情報提供の充実

町の相談窓口では、県や関係団体と連携して各種助成制度、融資制度等に関する情報提供を行います。また、県や町のホームページ、広報等を通じて、最新の情報を提供するように努めます。

#### 3 パンフレットの活用等

国や県等の関係機関が作成した耐震関係のパンフレット等を活用し、耐震対策の重要性について町民に啓発します。また、建築物防災週間等の各種行事やイベントの機会にパンフレットの配布や一般向けの講習会を開催するなどを、建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性について普及啓発を図ります。

#### 4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

住宅設備のリフォーム、バリアフリーリフォーム等の機会は、耐震改修を実施する好機であり、あわせて工事を行うことによる費用面でのメリットもあります。

このため、住宅リフォームフェア、住宅セミナー等を通じて、リフォームにあわせて耐震改修工事が行われるよう建築物の所有者やリフォーム事業者に普及啓発を行います。

#### 5 町内会等の取組みの推進

地震による被害を最小限に食い止めるには、日頃から地域における地震時の危険箇所を確認し、地域で情報を共有しておくことが重要であり、そのことを含めた地震防災対策の普及啓発を行うことが効果的であることから、町は、町内会や自主防災組織等に対し必要な情報を提供するとともに、専門家等とも協力し、地震防災対策の普及

啓発に努めます。

## 6 耐震性能の高い建築物の整備促進、地震保険の普及啓発

### (1) 耐震性能の高い建築物の整備促進

新たに建築される建築物については、現行の耐震基準及び岡山県建築物耐震対策等基本方針に従って適切に建築されるよう、建築基準法に基づく中間検査や完了検査を徹底するとともに、住宅性能表示制度の活用等により、より高い耐震性能の住宅が建設されるよう普及啓発に努めます。

### (2) 地震保険の活用

万一の地震に備えて、地震により建築物が倒壊や損壊した場合に一定額の保障が得られる地震保険に加入していれば、その再建が円滑に進むことが期待できます。パンフレットの配布等により地震保険の普及啓発に努めます。

## **第4章 指導・勧告又は命令等に関する事項**

### **1 所管行政庁との連携**

建築物の耐震化の促進を図るためには、耐震改修促進法第7条に基づく特定建築物への指導及び助言並びに指示等の権限を持つ所管行政庁である県と連絡調整を行い、連携を図りながら耐震診断・耐震改修の促進に努めます。

## **第5章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項**

### **1 関係団体との連携**

岡山県及び全市町村で構成、設置されている「岡山県建築物耐震対策連絡会議」を通して、耐震診断及び耐震改修の普及啓発に係る協力、情報交換を行い、本計画の着実な推進を図ります。

また、耐震化の促進に向けて、(社)岡山県建築士協会、(社)岡山県建築士事務所協会、(社)日本建築構造技術者協会、(社)日本建築構造技術者協会中国支部岡山地区等との協力と連携体制を維持・発展するように努めます。

### **2 その他**

(1) 本計画は、上位計画である「奈義町地域防災計画」「奈義町まちづくり総合計画」の変更及び社会情勢の変化や耐震化の進捗状況等を踏まえながら、必要に応じて見直しを実施します。

(2) 本計画を実施するに当たり、必要な事項は別途定めます。

特定建築物一覧表

別紙 1

用途		指導・助言対象建築物	指示対象建築物	耐震診断義務付け対象建築物
		特定既存耐震不適格建築物の要件 (法第14条) ※下記のほか、住宅や小規模建築物等全ての既存耐震不適格建築物が指導・助言対象建築物となります。 (法第16条)	指示(※)対象となる特定既存耐震不適格建築物 (法第15条)	要緊急安全確認大規模建築物 (附則第3条) 要安全確認計画記載建築物 (法第5・6・7条)
多数の者が利用する建築物	学校	小学校、中学校、中等教育学校の特別支援若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 *屋内運動場の面積を含む	階数2以上かつ1,500㎡以上 *屋内運動場の面積を含む
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上		
	体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ3,000㎡以上 *屋内運動場の面積を含む
	ボウリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
	病棟、診療所			
	劇場、観覧場、映画館、演芸場			
	集会所、公会堂			
	展示場			
	卸売市場			
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
	ホテル、旅館			
	賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿			
	事務所			
	老人ホーム、老人福祉施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの			
	幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
	博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
	競技場			
	公衆浴場			
	飲食店、キャバレー、料亭、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの			
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するリース業を営む店舗				
工場(倉庫物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。)				
単面の停車場又は階階若しくは前空の乗降場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上	
自動車中乗座の他の自動車又は自転車の停車又は駐車のための施設				
保健所、福祉センターその他これらに類する公益上必要な建築物				
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数値(別紙2参照)以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	階数1以上かつ500㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上で敷地境界線から一定距離以内に存する建築物	
埋蔵跡沿道建築物	耐震改修促進計画で指定する埋蔵跡の沿道建築物であった、前面道路幅員の1/2倍の高さの建築物(道路幅員が12m以下の場合は6m超)	左に同じ	耐震改修促進計画で指定する重要な埋蔵跡の沿道建築物であった、前面道路幅員の1/2倍の高さの建築物(道路幅員が12m以下の場合は6m超)	

※耐震改修促進法第15条第2項に基づく指示

※本計画において、耐震改修促進法第14条に定める特定既存耐震不適格建築物と用途・規模要件が同じである全ての建築物を、「特定建築物」という。

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

別紙2

政令 第7条 第2条	危険物の種類		数量
第1号	火薬類	火薬	10トン
		爆薬	5トン
		工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管	50万個
		針用雷管	500万個
		実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線	5万個
		導爆線又は導火線	500キロメートル
		信号炎管若しくは信号火箭又は煙火	2トン
		その他火薬又は爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれ火薬・爆薬に定める数量
第2号	石油類	危険物の規制に関する政令別表第3の種類の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の根に定める数量の10倍の数量	
	消防法第2条第7項に規定する危険物（石油類を除く）		
第3号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類	30トン	
第4号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第8号に規定する可燃性液体類	20立方メートル	
第5号	マッチ	300マッチトン※	
第6号	可燃性ガス（第7号、第8号に掲げるものを除く）	2立方メートル	
第7号	圧縮ガス	20万立方メートル	
第8号	液化ガス	2,000トン	
第9号	市物及び劇物取締法第2条第1項に規定する市物（液体又は気体のものに限る）	20トン	
第10号	毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る）	200トン	

※マッチ・ンはマッチの計量単位。

1マッチトンは、並型マッチ（56×36×17mm）で、7,200個、約120kg。

岡山県耐震改修促進計画の改定について(令和8年3月改定)

概要

改定の背景

本計画は、「耐震改修促進法」及び国が決定した「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」に基づき策定するものであり、住宅、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることにより、地震による人的被害及び経済的被害を軽減することを目的としている。日計画が令和7年度を目標年次とした5年間の計画であることから、本県の住宅・建築物の耐震化の現状を踏まえ、また、国の基本方針の改正(附.7)に基づき、改定を行ったものである。

平成28年度 (当初策定)	令和3年度 (改定)	令和7年度 (改定)	令和8年度 (改定)
計画期間(10年)	(5年)	(5年)	(5年)

第1章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

- 想定される地震の規模、想定される被害の状況
  - 岡山県の地震被害想定を更新(南海トラフ巨大地震、断層型地震)
- 耐震化の現状と目標
  - ①注記

計画期間における目標	現状		目標	
	(27年度末)	(32年度末)	(37年度末)	(42年度末)
計画期間における目標	90%	95%	95%	95%
現状の耐震化率	67%	75%	82%	85.8%
注記	①注記：計画期間中に、上掲の目標値を、上掲の目標値を、上掲の目標値とし、より進歩			

②耐震診断義務付け対象建築物

区分	現状	目標
	(30年度末)	(32年度末)
重要安全確認大規模建築物	86% (106棟/126棟)	耐震性が不十分なものをおおむね解消 【国の基本方針の目標】 耐震性が不十分なものをおおむね解消
要安全確認中規模建築物	85% (19棟/20棟)	100%
緊急輸送道路沿道建築物	38% (37棟/97棟)	耐震性が不十分なもの半数削減

③特定建築物(多数の者が利用する建築物、危険物の取扱い、貯蔵場)

公共施設  
 現状： 県有施設 99% 市町村有施設 97%  
 民間建築物  
 耐震性が不足する建築物が一定数存在することから、引き続き普及啓発、指導、助言を実施

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

- 耐震診断及び耐震改修等の補助制度、国の補助、融資制度等を活用した耐震化の促進
  - 高齢者向けリバーシブルモーニング型耐震改修補助金の活用
- 耐震改修を実施するための環境整備
  - 専門技術者の養成、紹介体制整備、講習会等による普及啓発
- 地震時の総合的な安全対策の普及啓発
  - 本宅住居の部分的な耐震改修、耐震シェルター、防犯バット蓋居住者の命を守る方策の普及啓発
  - フロアの崩等の倒壊防止、非構造部材の耐震補強、設備の転倒・落下防止対策等の普及啓発
- 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化状況マップの作成・公表

①地震発生時に通行を確保すべき道路(緊急輸送道路)

- 岡山県緊急輸送道路ネットワーク計画(附.3資料)に基づき、沿道建築物に耐震診断を義務付ける道路の変更
- 追加3路線、削除1路線
  - 第1次防災拠点である、岡山県立大学総合体育センター、岡山西大等校舎、後者耐震化(進行)、赤松市役所の移築等に伴う変更

②地震発生時に通行を確保することが公益上必要なる建築物(防災拠点建築物)

- 移築等により耐震化となつた建築物、耐震もれりとなつた建築物を削除

※要安全確認型耐震建築物として「指定」し定める。

第3章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

- 特定優良賃貸住宅等の居住者としての活用
  - 地震に伴う住戸(第1層)による建築物の被害の軽減対策に関する事業の活用
  - その他(岡山県住宅生活基本計画の概要)
- ③耐震化の現状と目標
- 重要安全確認大規模建築物
  - 要安全確認中規模建築物
  - 緊急輸送道路沿道建築物

第4章 建築物の耐震改修促進法及び建築基準法に基づく指導、勧告等の実施

- 特定建築物一貫表
- 市町村が定める耐震改修促進計画に関する事項
  - 岡山県建築物耐震化促進協議会による推進
- 耐震改修促進法による計画の認定等の実施

資料編

- 大地震の岡山県の被害想定(震度分布図、液状化危険度分布図)
- 特定建築物一貫表
- 岡山県建築物耐震化促進協議会基本方針概要を削除し、災害に強い岡山県を築くづくりガイドライン(抜粋)及び官庁施設の耐震化計画、耐震改修促進法による計画の認定等の実施

## 奈義町における特定建築物等一覧

## 1 災害対策本部

名称	構造・面積等
奈義町役場本庁舎	鉄筋コンクリート造 延床面積3,868㎡ 旧基準（工期：昭和55年8月～昭和56年9月） 耐震工事（平成24年2月完成）

## 2. 1 一次避難所

名称	建築年月日
上町川コミュニティハウス	新基準（平成2年3月完成）
滝本コミュニティハウス	旧基準（昭和56年7月完成） 耐震工事（平成26年9月完成）
荒内西コミュニティハウス	新基準（昭和57年3月完成）
中島西コミュニティハウス	新基準（昭和62年8月完成）
中島東コミュニティハウス	新基準（昭和58年1月完成）
柿コミュニティハウス	旧基準（昭和52年7月完成） 耐震工事（平成27年12月完成）
久常コミュニティハウス	旧基準（昭和53年3月完成） 耐震工事（平成26年7月完成）
広岡コミュニティハウス	新基準（平成2年3月完成）
豊沢コミュニティハウス	新基準（平成3年3月完成）
成松コミュニティハウス	新基準（平成4年3月完成）
宮内コミュニティハウス	新基準（平成6年3月完成）
西原コミュニティハウス	新基準（昭和59年6月完成）
皆木コミュニティハウス	旧基準（昭和49年完成） 耐震工事（平成27年11月完成）
行方コミュニティハウス	新基準（平成元年3月完成）
高円コミュニティハウス	旧基準（昭和54年3月完成） 耐震工事（平成26年7月完成）
関本コミュニティハウス	旧基準（昭和54年3月完成） 耐震工事（平成27年12月完成）
小坂多目的集会施設	新基準（昭和57年完成）
馬桑公民館	旧基準（不明） 新築（平成25年3月完成）

## 2. 2 二次避難所

奈義小学校	新基準（平成4年3月完成）
奈義中学校	旧基準（昭和44年2月完成） 改築（昭和62年3月完成） ※平成27年度耐力度調査 改築（令和6年11月完成）

### 2. 3 長期避難所

奈義町文化センター	新基準（昭和60年10月完成）
-----------	-----------------

### 3 不特定多数も者が利用する建築物（病院）

特定建築物の規模要件に該当する建築物はなし。

### 4 その他の建築物

センタービレッジ奈義	新基準（平成4年3月完成）
------------	---------------